

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

株式会社アイスコ

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
2. 事業等のリスク	9
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	13
4. 経営上の重要な契約等	19
5. 研究開発活動	19
第3 設備の状況	20
1. 設備投資等の概要	20
2. 主要な設備の状況	20
3. 設備の新設、除却等の計画	21
第4 提出会社の状況	22
1. 株式等の状況	22
2. 自己株式の取得等の状況	29
3. 配当政策	29
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	30
第5 経理の状況	43
1. 財務諸表等	44
第6 提出会社の株式事務の概要	101
第7 提出会社の参考情報	102
1. 提出会社の親会社等の情報	102
2. その他の参考情報	102
第二部 提出会社の保証会社等の情報	103
第三部 特別情報	104
第1 連動子会社の最近の財務諸表	104
第四部 株式公開情報	105
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	105
第2 第三者割当等の概況	106
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	106
2. 取得者の概況	108
3. 取得者の株式等の移動状況	108
第3 株主の状況	109
[監査報告書]	卷末

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書(I の部)

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 清田 瞭 殿

【提出日】 2021年3月5日

【会社名】 株式会社アイスコ

【英訳名】 I c e c o I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 相原 貴久

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市泉区新橋町1212番地

【電話番号】 045-811-1302

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 永野 泰敬

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市泉区新橋町1212番地

【電話番号】 045-811-1302

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 永野 泰敬

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	32,163,478	31,346,402	32,991,382	35,214,791	36,728,211
経常利益 (千円)	261,296	434,944	831,414	419,247	212,303
当期純利益 (千円)	165,041	228,658	416,732	223,205	144,457
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000
発行済株式総数 (株)	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000
純資産額 (千円)	698,195	1,078,050	1,498,096	1,718,105	1,833,626
総資産額 (千円)	9,795,845	11,098,160	12,227,610	12,350,223	13,648,457
1株当たり純資産額 (円)	6,525.19	10,075.24	14,000.90	1,070.07	1,141.46
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	250 (—)	250 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	1,563.34	2,137.00	3,894.70	139.07	90.00
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.1	9.7	12.3	13.9	13.4
自己資本利益率 (%)	27.2	25.7	32.4	13.9	8.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	12.0	18.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	682,684	311,279
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△474,657	△564,431
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△235,461	△98,011
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	—	—	1,582,806	1,231,642
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	411 (213)	443 (260)	518 (282)	579 (278)	632 (296)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権残高がありますが、当社は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 2020年10月16日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は1,605,000株となっております。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第64期、第65期及び第66期は配当を実施しておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を記載しております。
9. 第67期及び第68期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条の2第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、PwC京都監査法人により監査を受けております。
なお、第64期、第65期及び第66期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条の2第6項の規定に基づく、金融商品取引法第193条の2第1項の規定によるPwC京都監査法人の監査を受けておりません。
10. 第64期、第65期及び第66期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローにかかる項目については記載しておりません。
11. 当社は、2020年10月16日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。第67期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
12. 当社は、2020年10月16日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第64期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第64期、第65期及び第66期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、PwC京都監査法人の監査を受けておりません。

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
1株当たり純資産額 (円)	435.01	671.68	933.39	1,070.07	1,141.46
1株当たり当期純利益 (円)	104.22	142.47	259.65	139.07	90.00
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	—	—	—	16.67	16.67
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

当社(形式上の存続会社、旧商号：高島物産株式会社、1952年5月設立、旧本店所在地：神奈川県横浜市神奈川区菅田町)は、1992年4月1日を合併期日として、株式会社相原冷菓(実質上の存続会社、1972年5月設立、本店所在地：神奈川県横浜市泉区新橋町)を吸収合併するとともに、会社名を株式会社アイスコと改めて発足いたしました。

また当社は1979年6月に設立された株式会社大我産業を2009年4月に合併し、スーパーマーケット事業として発足させておりますので、合併期日までの株式会社大我産業の沿革を別記しております。

当社の沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
1948年5月	神奈川県横浜市戸塚区において、相原冷菓店としてアイスキャンデーの製造・販売・卸売等の経営を開始する
1952年5月	神奈川県横浜市西区において、高島物産株式会社(資本金5百万円)設立 冷菓販売業を開始
1954年5月	相原冷菓店がアイスクリームの製造及び卸売業に転業
1972年5月	株式会社相原冷菓が設立され、総合アイスクリーム卸売を開始
1972年8月	神奈川県横浜市神奈川区に高島物産株式会社本社移転
1985年7月	高島物産株式会社は、神奈川県横須賀市に横須賀営業所を新設
1992年4月	株式会社相原冷菓と高島物産株式会社が合併、商号を株式会社アイスコと改めた。資本金50百万円
1992年4月	神奈川県横浜市神奈川区に神奈川営業所を新設
1992年5月	神奈川県横浜市泉区に本社移転
1996年4月	市販冷凍食品の卸売りを本格的に開始
2000年3月	神奈川県横浜市泉区において、食肉販売業務を行うことを目的として株式会社アイオーを設立(資本金10百万円)
2005年6月	埼玉県狭山市に狭山営業所を新設
2006年12月	千葉県船橋市に千葉物流センターを新設
2007年3月	愛知県名古屋市港区に名古屋営業所を新設
2009年4月	株式会社大我産業を吸収合併しスーパーマーケット事業部を発足。資本金75百万円
2011年11月	神奈川県横浜市港南区にスーパー生鮮館TAIGA芹が谷店を開店
2011年12月	神奈川県藤沢市のピーコックストア藤沢トレアージュ白旗店内に青果・鮮魚のテナントとして出店
2013年10月	神奈川県藤沢市にスーパー生鮮館TAIGA藤沢石川店を開店
2014年4月	神奈川県厚木市に厚木物流センターを新設
2015年2月	神奈川県横浜市泉区において、不動産管理業務を行うことを目的としてアイスコホールディングス株式会社を設立(資本金3百万円)
2015年12月	静岡県浜松市東区に浜松営業所を新設
2015年12月	神奈川県海老名市にスーパー生鮮館TAIGA海老名下今泉店を開店
2016年4月	神奈川県座間市にスーパー生鮮館TAIGA座間店を開店
2017年2月	東京都立川市に立川営業所を新設
2017年5月	神奈川県横浜市都筑区に神奈川営業所を移転
2018年1月	経営の効率化を目的として、子会社であるアイスコホールディングス株式会社を吸収合併
2018年4月	経営の効率化を目的として、子会社である株式会社アイオーを吸収合併
2018年4月	静岡県浜松市東区中里町に浜松営業所を移転
2019年4月	愛知県名古屋市緑区に名古屋緑営業所を新設
2019年12月	静岡県焼津市に焼津営業所を新設
2020年2月	愛知県春日井市に春日井営業所を新設
2020年6月	茨城県石岡市に石岡営業所を新設

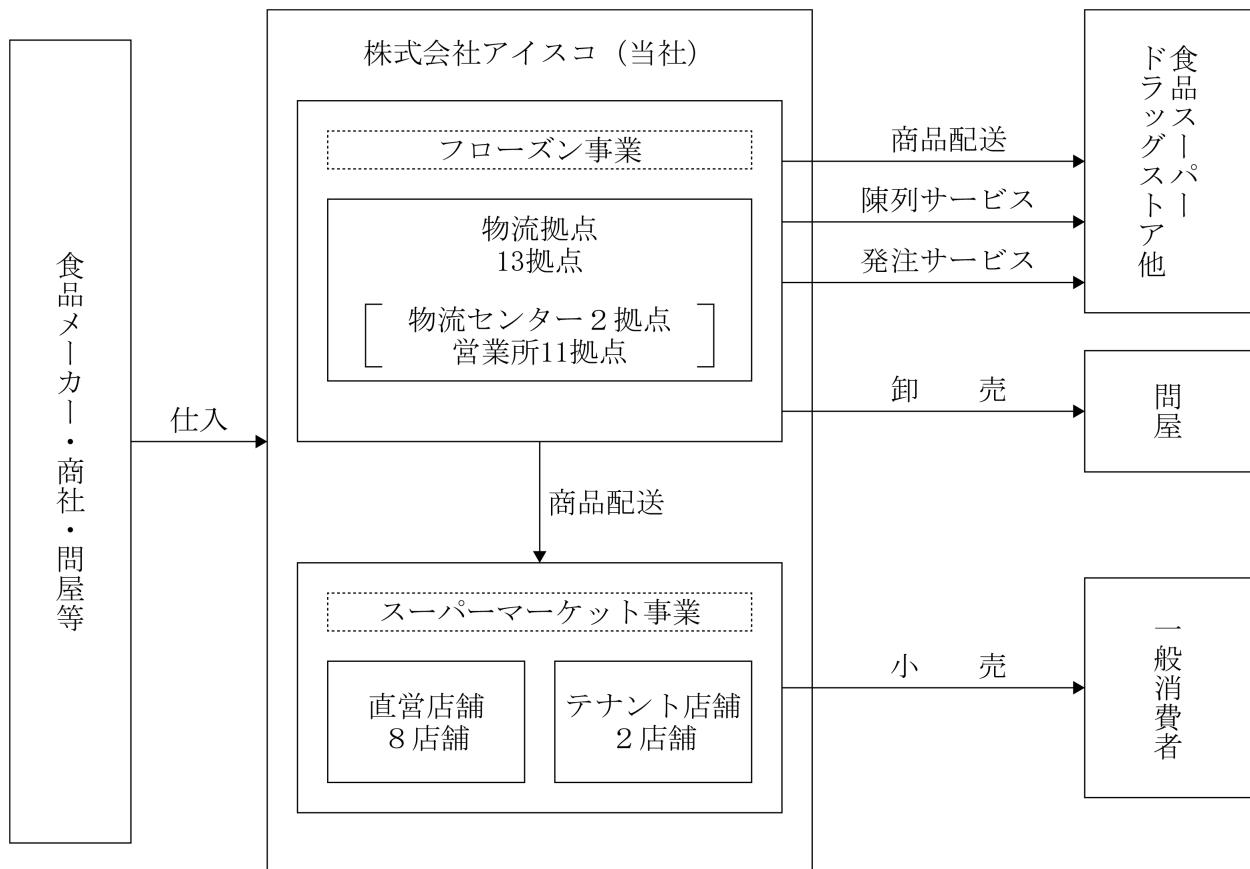
株式会社大我産業(当社スーパーマーケット事業部の前身)の合併期日までの沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
1979年 6月	神奈川県横浜市戸塚区に株式会社大我産業が設立され、スーパーマーケット経営を開始
1985年 4月	神奈川県横浜市南区にスーパー生鮮館TAIGA永田店を開店
2000年 3月	神奈川県大和市にスーパー生鮮館TAIGA南林間店を開店
2006年 7月	静岡県浜松市中区にスーパー生鮮館TAIGA浜松店を開店
2007年 4月	神奈川県川崎市中原区にスーパー生鮮館TAIGA川崎中原店を開店
2008年11月	神奈川県横浜市泉区にスーパー生鮮館TAIGA岡津店を開店
2009年 4月	当社と合併しスーパーマーケット事業部となる。

3 【事業の内容】

当社は、「I Care Everybody Company ～あらゆる人々に慈しみの心をもって接する企業でありたい～」という企業理念を掲げ、アイスクリーム・冷凍食品の卸売業を行うフローズン事業、食品スーパーマーケットの運営を行うスーパー マーケット事業を通して、食を通じた社会貢献を目指に、常にお客様に喜んでいただくことを目指して事業を行っております。

事業系統図は以下のとおりであります。（2021年1月31日現在）



① フローズン事業

当社フローズン事業は、関東及び東海エリアを中心に13拠点の物流センター・営業所と約300台の配送料用のトラックを所有し、主にドラッグストア、食品スーパー等の小売店で販売されるアイスクリーム及び市販用冷凍食品の卸売を行っております。

· 商品

当社の取り扱うアイスクリームは、一般社団法人日本アイスクリーム協会の調査によると、2019年の市場規模は5,151億円となり、冷凍食品は、女性の社会進出などを背景として、近年市場が拡大しております。アイスクリーム・冷凍食品の商品知識を備えた営業担当者を育成し、小売業のニーズに応える商品提案を行っております。

・サービス

ドラッグストアなど、バックヤードに冷凍庫がなく少人数で運営する店舗においては、アイスクリーム・冷凍食品の性質上溶解が発生してしまうため、すぐに売場の冷凍ケースに陳列しなければなりません。当社は、アイスクリーム・冷凍食品の専門の卸問屋として、「ドロップ納品」(商品をバックヤードに置いてくるだけの納品スタイル)ではなく、売り場に直接陳列して納品する「フルメンテナンスサービス」(得意先の売り場に直接商品を納品し、売り場づくりまで当社の配送員が行うサービス)を主として提供しており、小売業の人手不足を補い、店舗に陳列の業務負担をかけることなく、商品を販売できるという付加価値を付けたサービスを対価を得て提供しております。フルメンテナンスサービスの中には、当社社員が得意先に代わって需要を予測し発注する、発注サービスも提供しております。

また、物流業界は深刻な人手不足、ドライバー不足となっておりますが、当社の配送は、通常9割を自社社員が行い、残り1割を協力会社等に委託しております。自社社員で配送することで、きめ細かいサービスを提供するとともに、フルメンテナンスサービスの質を高める教育を積極的に行い、得意先の開拓、拡大を図っております。

② スーパーマーケット事業

当社スーパーマーケット事業は神奈川県を中心に「スーパー生鮮館TAIGA」を8店舗、テナントとして2店舗展開しております。当社の強みである生鮮3品(青果・鮮魚・精肉)に注力する事で、大手スーパーとの差別化を図っております。生鮮3品につきましては、鮮度・品質・品揃え・価格に徹底的にこだわり、より良い商品、美味しい商品を、よりお求めやすく提供できるよう不断の努力を続けております。

当社の直営店舗は、出店立地の環境に応じ、主に売場面積150坪から320坪の範囲で店舗展開を進めております。

商品の供給につきましては、鮮度を重視するため、早朝に市場にて、担当バイヤーが青果・鮮魚を買い付けております。知識・経験豊富なバイヤーが買い付けた商品が、その日のうちに店頭に並び販売される、つまり当日仕入れ当日販売を行うことによって、鮮度にこだわっております。

都道府県	所在地	店舗名	規模(売場面積)
神奈川県	横浜市南区	スーパー生鮮館TAIGA永田店	150坪
	大和市	スーパー生鮮館TAIGA南林間店	254坪
	横浜市泉区	スーパー生鮮館TAIGA岡津店	281坪
	横浜市港南区	スーパー生鮮館TAIGA芹が谷店	301坪
	藤沢市	スーパー生鮮館TAIGA藤沢石川店	320坪
	海老名市	スーパー生鮮館TAIGA海老名下今泉店	260坪
	座間市	スーパー生鮮館TAIGA座間店	196坪
静岡県	浜松市中区	スーパー生鮮館TAIGA浜松店	278坪

※その他テナント店舗2店舗を運営しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年1月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
651(302)	36.8	5.5	4,137

セグメントの名称	従業員数(人)
フローズン事業	504(56)
スーパー・マーケット事業	129(245)
全社(共通)	18(1)
合計	651(302)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(1日8時間換算)であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は社名の由来にもなっている「I Care Everybody Company ～あらゆる人々に慈しみの心をもって接する企業でありたい～」を企業理念とし、顧客を第一に考えることを全従業員に徹底しつつ事業の拡大に取り組んでまいりました。当社が創業以来顧客を第一に考えたサービス提供に徹し、質の高い付加価値業務を提供してきたことによって、既存顧客からより多くの支持を得ていると認識しています。引き続き顧客第一の精神の基で企業価値の最大化を図ってまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、持続的成長と収益性を高め、企業価値向上を図ることを目標の一つとしております。そのため、会社の規模を示す「売上高」と商品の収益力を示す「売上総利益」及び、業務の効率性を加味した収益力を示す「営業利益」の3つを重要な経営指標としております。

(3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

① フローズン事業

当社のフローズン事業においては、販売先である小売業において、働き方改革や人材不足等の影響を受け、より厳しい事業環境が継続するものと思われます。そのような事業環境において、当社が提供する発注から売り場づくりに至るアイスクリーム・冷凍食品等の納品に係る付随業務を提供するフルメンテナンスサービスの需要が、より一層高まるものと考えております。当社は引き続きフルメンテナンスサービスのサービス品質を高めてまいります。

② スーパーマーケット事業

スーパーマーケット業界においては、ドラッグストアやコンビニエンスストアなどの垣根を越えた異業種との競争が激化しております。当社のスーパーマーケット事業においては、生鮮3品(青果・鮮魚・精肉)に注力した店作りを行い、他社との差別化を図りながら地域に密着した店舗展開を行うことで、地元のお客様に愛される店作りを進めてまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 優秀な人材の獲得と教育体制の強化

当社のフローズン事業は、発注から売り場づくりに至るアイスクリーム・冷凍食品等の納品に係る付随業務を提供するフルメンテナンスサービスを行っておりますので、人員の増加と教育によるスキルアップは、業績の拡大とサービス品質の向上のために必須となります。そのため、採用及び教育に携わる各部門の機能を一層強化し、積極的な採用活動の展開と研修・OJT指導の充実に取り組んでまいります。

② 物流拠点の新設

当社のフローズン事業は、現在関東・東海エリアに物流拠点として13拠点を有しております。今後も安定的な成長をするためには、物流拠点の新設が重要な経営課題となるため、物流拠点の新設に取り組むことで、関東・東海エリアを中心に、効率的な配送網を構築してまいります。

③ コンプライアンス経営の推進・徹底

事業の拡大に伴い、それぞれの事象に応じたリスク管理やコンプライアンスの遵守体制が重要と考えております。企業の社会的な信頼性を高めるために、内部統制システムの構築・運用・強化に努め、全従業員への法令遵守体制の周知徹底に取り組んでまいります。また政府の働き方改革の方針に則り、労働環境のさらなる改善及びコンプライアンス遵守に努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業及び財務・経理の状況等に影響を及ぼす事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しております。当社はこれらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の季節的変動

当社のフローズン事業においては、主力商品であるアイスクリームが季節商品であり、アイスクリームの売上は、天候の影響を受ける可能性があります。特に、冷夏の場合はこれらの売上が減少し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、アイスクリームの販売が夏季に集中するため、売上高は第2四半期会計期間の割合が高くなる傾向があります。なお、2020年3月期における1年間の売上高及び営業利益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	2020年3月期				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
売上高	9,012,492	10,192,485	8,818,304	8,704,929	36,728,211
(構成比)	24.5%	27.8%	24.0%	23.7%	100.0%
営業利益又は営業損失(△)	87,272	256,318	△63,320	△135,085	145,184
(構成比)	60.1%	176.5%	△43.6%	△93.0%	100.0%

(注) 各四半期会計期間の数値については、PwC京都監査法人の四半期レビューを受けておりません。

(2) 特定の取引先への依存について

当社のフローズン事業においては、㈱クリエイトエス・ディー並びに㈱ドン・キホーテ及びそのグループ会社に対する総売上高に対する割合が2020年3月期においてそれぞれ21.5%及び19.1%と高くなっています。また、当社の主な仕入先のうち、㈱ナックスからの総仕入高に対する割合が2020年3月期において25.2%と高くなっています。今後も当社と当該企業との良好な関係を続けてまいりますが、このような取引関係が継続困難となった場合や、各社の動向等の変化等、何らかの理由により当該企業との取引が大幅に減少する場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 食品の安全性について

当社のスーパーマーケット事業においては、食品の安全性に日頃より十分な注意を払い、商品の温度管理や、食中毒、異物混入の未然防止、及び食品表示の適正性確保に努めておりますが、外的要因や自社の対応の不備により安全性・品質確保に問題が生じ、食品の流通に支障をきたした場合、当社に対するお客様の信頼が失われ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) フローズン事業における競争激化による得意先の帳合変更等について

当社のフローズン事業が属する食品流通業界においては、得意先である小売業による業種業態を越えた競合が激化し、小売業界内での再編が行われております。これにより得意先による取引卸の集約化や帳合変更が行われる可能性があります。また、フルメンテナンスサービスの付帯業務である陳列業務、発注業務に関するクレーム等が重なった場合には帳合変更が行われる可能性があります。当社の強みであるフルメンテナンスサービスや、得意先への営業等を強化し、得意先との連携を強めておりますが、得意先の政策等により当社との取引が縮小・解消された場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) スーパーマーケット事業における競合について

当社のスーパーマーケット事業が属する小売業界においては、ドラッグストア業態によるスーパーマーケットやコンビニエンスストア市場への参入など、業種業態を越えた競合が激化しております。当社は強みである生鮮3品(青果・鮮魚・精肉)に注力すること等で差別化を図っておりますが、当社の競合企業に対して効果的な差別化を行うことができず当社が想定している事業展開が図れない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) スーパーマーケット事業における商標「TAIGA」について

当社は、スーパーマーケット事業の店舗名称として利用する「TAIGA」につき、商標権の取得を目指して、特許庁に商標登録出願を行っておりましたが、特許庁による審査の結果、2020年11月17日付で拒絶査定となっております。現状では商標の登録は未了の状況となっておりますが、当社は、「TAIGA」と拒絶理由通知書において「TAIGA」と同一又は類似であるとされた引用商標は互いに非類似であると考えており、当社は、引き続き商標権の取得を目指して2021年2月4日付で特許庁に拒絶査定不服審判を請求しています。当社としては、このように「TAIGA」と引用商標は互いに非類似と考えていますが、万が一、当社の「TAIGA」の使用について、将来において訴訟等が発生した場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が「TAIGA」について商標権を取得することができなかった場合には、スーパーマーケット事業の店舗名称を変更する可能性があり、当社の競争力の減退等により、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制等について

当社は、各種法令に基づきコンプライアンスの遵守に努めており、「行動規範」や「コンプライアンス規程」を策定し、全役職員に対する研修を実施し、周知徹底を図っております。しかし、コンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、道路交通法や食品衛生法等、それぞれの事業分野において各種法令の変更に当社が的確に対応できなかった場合や、当社の事業運営においてこれらの法令に違反した場合等には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 固定資産の減損について

当社は、フローズン事業の営業所、スーパーマーケット事業の店舗において固定資産を保有しており、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。当社は減損損失が発生しないよう各営業所・各店舗の収益管理を徹底し、採算性の悪い事業所・店舗に対しては店舗オペレーションの効率化や、積極的な販売促進活動を行うなどの対策を講じております。しかし、当社の保有資産について実質価値の下落や収益性の低下等により減損処理が必要となった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保について

当社が安定的な成長を達成していくためには、優秀な人材の確保が必要不可欠と考えております。特に、フローズン事業の特徴であるフルメンテナンスサービスを提供するにあたっては、優秀な配送員を継続して雇用することが重要です。そのため、当社は積極的な採用活動を行うとともに、採用後の人事教育による早期戦力化と定着を図っております。しかしながら、昨今の日本経済全体として労働人口の減少等による人手不足や人件費の高騰が問題となっており、当社においても、さらなる人件費の高騰が生じた場合や、計画どおりに人材を確保できない場合は、人件費や委託配送費用等に追加のコストが発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 有利子負債への依存について

当社は主として金融機関からの借入金により資金の調達を行っており、総資産に占める有利子負債の割合が2020年3月期末において31.7%となっております。計画的に返済を進めておりますが、金融情勢の変化があった場合や計画どおりの資金調達ができない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 売上債権が回収不能となるリスクについて

当社は、主にフローズン事業において与信行為を行っておりますが、十分な与信管理を行うとともに、売上債権等に対して一定の貸倒引当金を計上する等、信用リスク管理に努めております。しかし、与信先の信用不安等により、貸倒損失の発生や貸倒引当金を追加で計上する場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 自然災害や事故のリスクについて

大規模地震や台風などの自然災害や感染症・伝染病の流行により、交通機能に障害が発生した場合や、その復旧が遅れた場合には、当社の仕入及び得意先への配送が困難になる可能性があります。これらの自然災害等により自社物流に支障が発生した場合には、速やかに危機対応、復旧対応に努めてまいりますが、営業活動への影響、物的、人的な損害等が発生し、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 大株主について

当社の代表取締役会長である相原敏貴並びに代表取締役社長である相原貴久及びその資産管理会社である株式会社KANコーポレーション（以下「同人」という）の合計所有株式数は、本書提出日現在で発行済株式総数の74.3%を所有しております。

また、相原敏貴の三親等内の親族として、常務取締役である青木哲也、取締役である青木洋征、執行役員である青木基成、執行役員である相原大輔並びに従業員として5名が勤務しております。

同人は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。しかし、何らかの事情により、大株主である同人の株式の多くが減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 当社役員との取引関係について

当社は、代表取締役会長及び代表取締役社長、及び代表取締役会長の配偶者との取引を行っており、2020年3月期における取引は、次のとおりとなっています。

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者	相原敏貴	—	—	代表取締役 会長	(被所有) 直接 22.90	債務被保証 担保受入	仕入 債務被保証 (注) 1	3,918,432	—	—
							不動産 担保受入 (注) 2	120,000	—	—
							株式担保受入 (注) 3	—	—	—
							家賃被保証 (注) 4	—	—	—
役員及び その近親 者	相原貴久	—	—	代表取締役 社長	(被所有) 直接 9.35	債務被保証	仕入 債務被保証 (注) 1	232,513	—	—
役員及び その近親 者	相原久子	—	—	—	(被所有) 直接 3.27	担保受入	不動産 担保受入 (注) 2	120,000	—	—

- (注) 1. 当社は一部の仕入債務について、代表取締役会長相原敏貴及び代表取締役社長相原貴久から債務保証を受けております。取引金額については、期末の支払手形及び買掛金残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 当社の一部の仕入債務に対して、代表取締役会長相原敏貴及び配偶者である相原久子から不動産担保(根抵当権設定極度額 120,000千円)を受け入れております。なお、担保提供料の支払は行っておりません。
3. 当社の一部の仕入債務に対して、代表取締役会長相原敏貴が保有する株式会社神奈川銀行株式3,200株の担保を受けております。取引金額は、未上場株式のため記載していません。なお、担保提供料の支払は行っておりません。
4. 当社は一部の地代家賃について、代表取締役会長相原敏貴から債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。地代家賃支払に対する債務保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載していませんが、保証対象物件の2019年4月1日より2020年3月31日に係る消費税等を除く地代家賃合計は、57,024千円であります。
5. 上記取引金額には消費税は含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

なお、本書提出日現在において、上表に記載している当社と当社役員及びその近親者との取引は、すべて解消しております。

(15) 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルスに代表される感染症・伝染病の流行等によって、拡散脅威や外出禁止令による経済活動の停滞や、国内消費が減退する可能性があります。

このような環境の中、当社が身を置く食品流通業及びスーパー・マーケット業につきましては、「巣ごもり消費」が活況となることで継続的な需要が期待できるものと考えております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化し、国内の消費が落ち込む場合など、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第68期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(資産)

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末に比べて、847百万円増加し、7,049百万円となりました。これは主に、現金及び預金が381百万円減少した一方で、フローズン事業の売上高が増加したことにより受取手形及び売掛金が854百万円増加したほか、フローズン事業の受取りベートが増加したことにより未収入金が325百万円増加したことによるものです。

固定資産は、前事業年度末に比べて、450百万円増加し、6,599百万円となりました。これは主に、フローズン事業の焼津営業所の稼働や、スーパー・マーケット事業のスーパー生鮮館TAIGA岡津店の改装により建物が321百万円増加したことによるものです。

この結果、当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べ1,298百万円増加し、13,648百万円となりました。

(負債)

当事業年度末の流動負債は、前事業年度末に比べて、1,104百万円増加し、8,464百万円となりました。これは主に、1年以内返済予定の長期借入金が157百万円減少した一方で、フローズン事業の販売増加に伴い仕入高が増加したことにより支払手形及び買掛金が1,141百万円増加したことによるものです。

固定負債は、前事業年度末に比べて、78百万円増加し、3,350百万円となりました。これは主に、長期未払金が44百万円減少した一方で、フローズン事業の焼津営業所の稼働に伴い長期借入金が85百万円増加したことによるものです。

この結果、当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べ1,182百万円増加し、11,814百万円となりました。

(純資産)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べて、115百万円増加し、1,833百万円となりました。これは主に、剰余金の配当により利益剰余金が26百万円減少した一方で、当期純利益計上に伴い利益剰余金が144百万円増加したことによるものです。

第69期第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

(資産)

当第3四半期会計期間末の流動資産は、前事業年度末に比べて、1,362百万円増加し、8,411百万円となりました。これは主に、現金及び預金が607百万円、仕入高が増加したことにより商品が304百万円、売上高が増加したことにより受取手形及び売掛金が251百万円増加したことによるものです。

固定資産は、前事業年度末に比べて、155百万円減少し、6,443百万円となりました。これは主に、仕入先への取引保証金の差し入れにより差入保証金が70百万円増加した一方で、減価償却費の進行により車両運搬具が112百万円減少したことによるものです。

この結果、当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ1,207百万円増加し、14,855百万円となりました。

(負債)

当第3四半期会計期間末の流動負債は、前事業年度末に比べて、740百万円増加し、9,205百万円となりました。これは主に、仕入高の増加が増加したことにより支払手形及び買掛金が753百万円増加したことによるものです。

固定負債は、前事業年度末に比べて、79百万円減少し、3,271百万円となりました。これは主に、借入金の返済により長期借入金が118百万円減少したことによるものです。

この結果、当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ661百万円増加し、12,476百万円となりました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べて、545百万円増加し、2,379百万円となりました。これは主に、剰余金の配当により利益剰余金が26百万円減少した一方で、四半期純利益計上に伴い利益剰余金が567百万円増加したことによるものです。

② 経営成績の状況

第68期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当事業年度における我が国経済は、長期化する米中貿易摩擦等、海外経済減速の影響により、輸出を中心に力強さに欠ける状況にあります。また、雇用環境の改善や物価の落ち着きが見られる一方で、金融資本市場の変動の影響、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向、更に新型コロナウイルス感染症の影響拡大もあり、今後の経済動向には不安定な要素を残しております。

当社が身を置く食品流通業及びスーパー・マーケット業につきましては、雇用や所得環境の改善等により堅調に推移しているものの、人件費や物流費などの経費負担の増加、人口減少によるマーケットの縮小、生活者のライフスタイルの多様化、業種・業態の垣根を越えた競争の激化等の環境変化など、厳しい経営環境で推移いたしました。

このような情勢のなか、当社は食を通じた社会貢献を目標に、取引先との関係強化を図るとともに、効率的な物流網の構築や、地域密着型の店舗運営を推進することできらなる収益力の向上に努めてまいりました。

この結果、当事業年度における経営成績は、夏から秋にかけて記録的な大雨による販売不振の影響を受けたものの、新規得意先の開拓や既存取引先のシェア拡大により、売上高は36,728百万円(前期比4.3%増)、売上総利益は6,844百万円(前期比4.7%増)となりました。一方、人件費、物流拠点の開発費用や、委託配送費用の増加に伴い、販売費及び一般管理費は6,698百万円(前期比7.7%増)となり、営業利益は145百万円(前期比54.5%減)、経常利益は212百万円(前期比49.4%減)、当期純利益は144百万円(前期比35.3%減)となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりあります。

(i) フローズン事業

フローズン事業につきましては、人手不足を背景とした人件費や物流費の上昇等が続く中、既存取引先との関係強化を図るとともに、新規得意先の開拓を行ってまいりました。経営課題である物流拠点の開発は、2019年4月に愛知県名古屋市緑区に名古屋緑営業所、2019年12月に静岡県焼津市に焼津営業所、2020年2月に愛知県春日井市に春日井営業所をそれぞれ新設いたしました。このうち焼津営業所は、4拠点目の自社倉庫として、倉庫スペースを有効活用するための移動ラックの導入や、入出庫作業の効率化を図るためのボイスシステムを導入し、保管・業務効率の向上を図りました。更に物流業務改善については、ルート配送員の配送コースの見直しや、倉庫業務の見直し、商品集約による在庫の適正化などに取り組んでまいりました。

この結果、フローズン事業の売上高は27,342百万円(前期比9.7%増)となりましたが、物流拠点の開発や、委託配送費用の増加に伴い、セグメント利益は66百万円(前期比63.2%減)となりました。

(ii) スーパーマーケット事業

スーパーマーケット事業につきましては、業態の垣根を越えた競合店の出現により、競争は激化しております。当事業年度においては、2020年3月に「スーパー生鮮館TAIGA岡津店」(神奈川県横浜市泉区)の大型改裝を実施いたしました。“商品・人・店舗、すべてにおいて鮮度の良い店”をコンセプトに、生鮮3品を強化し、品質と価格にこだわり、商品の品揃えの充実を図りました。また、お客さまが買い回りし易い売場配置に変更し、老朽化した設備の入れ替えを実施いたしました。なお当事業年度において新規出店は行わず、店舗数は10店舗（「スーパー生鮮館TAIGA」8店舗、テナント店舗2店舗）となっております。

この結果、スーパーマーケット事業の売上高は9,386百万円(前期比8.9%減)、セグメント利益は78百万円(前期比42.9%減)となりました。

第69期第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、GoToキャンペーン等の景気対策により景気回復の兆しがみられました。しかし、新型コロナウイルス感染症が再び拡大し、新規感染者数が大幅に増加したことと相まって、依然として先行きの見通せない不透明な状態が続いております。

当社が身を置く食品流通業及びスーパーマーケット業につきましては、「巣ごもり消費」による中食・内食需要が増加した反面、景気後退による更なる消費マインドの停滞から節約志向、低価格志向の傾向は強まってきております。このような情勢のなか、当社は食を通じた社会貢献を目標に、取引先との関係強化を図るとともに、効率的な物流網の構築や、地域密着型の店舗運営を推進、食料品等の安定供給に努めてまいりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の経営成績は、売上高31,514百万円、営業利益817百万円、経常利益880百万円、四半期純利益567百万円となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

(i) フローズン事業

フローズン事業につきましては、ディスカウントストア、ドラッグストア等との取引が伸長したことや中食需要が高まった結果、売上高24,335百万円、セグメント利益552百万円となりました。

(ii) スーパーマーケット事業

スーパーマーケット事業につきましては、お客様や従業員の安全・安心、健康面を最優先に考え、様々な感染拡大予防策を講じた上で、店舗運営をすすめてまいりました。中食・内食需要が高まり、青果、鮮魚、精肉の生鮮3部門が伸長した結果、売上高7,178百万円、セグメント利益264百万円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第68期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は、1,231百万円と前事業年度末に比べ351百万円(22.2%)減少となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは311百万円の収入(前期は682百万円の収入)となりました。これは主に減少要因として、税引前当期純利益が231百万円(前期比6百万円減少)、売上債権の増加額が854百万円(前期は160百万円)及び未収入金の増加額が345百万円(前期は106百万円)となったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは564百万円の支出(前期は474百万円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が586百万円(前期は639百万円)となったものの、有形固定資産の売却による収入が5百万円(前期は44百万円)となったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは98百万円の支出（前期は235百万円の支出）となりました。これは主に、長期借入れによる収入が898百万円（前期は378百万円）となったものの、長期借入金の返済による支出が971百万円（前期は606百万円）となったことによるものです。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社においては、提供するサービスの性格上、当該記載が馴染まないことから記載を省略しております。

b. 受注実績

当社においては、提供するサービスの性格上、当該記載が馴染まうことから記載を省略しております。

c. 販売実績

第68期事業年度及び第69期第3四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第68期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第69期第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	
フローズン事業(千円)	27,342,190	109.7	24,335,831	
スーパーマーケット事業(千円)	9,386,020	91.1	7,178,682	
合計(千円)	36,728,211	104.3	31,514,514	

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2事業年度及び第69期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第67期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第68期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第69期第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)クリエイトエス・ディー	7,040,961	20.0	7,914,057	21.5	6,436,473	20.4
(株)ドン・キホーテ及びそのグループ会社	4,657,581	13.2	7,021,141	19.1	7,353,872	23.3

3. スーパーマーケット事業の販売実績の2つの区分の「生鮮3品」、「その他」別の販売実績は以下の通りです。

分類別	第68期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第69期第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	
	売上高(千円)	前年同期比(%)	売上高(千円)	
生鮮3品(青果・鮮魚・精肉)	4,747,517	92.5	3,609,162	
その他	4,638,503	89.7	3,569,519	
合計	9,386,020	91.1	7,178,682	

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計基準は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項(重要な会計方針)」に記載されているとおりであります。当社は、過去の実績値や状況を踏まえて合理的と判断される前提に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、見積りの不確実性により、実際の結果がこれら見積りと異なる可能性があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に関する重要な会計上の見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 追加情報」に記載しています。

固定資産の減損

固定資産のうち減損の兆候のある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の認識、測定にあたっては慎重に検討しておりますが、市場環境の変化等により、事業計画の前提条件や仮定に変更が生じた場合、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

過年度の課税所得の実績や事業計画に基づく課税所得の見積りに基づき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提条件や仮定に変更が生じた場合には、繰延税金資産を取り崩し税金費用の計上が必要となる可能性があります。

② 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

第68期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

経営成績の分析

(売上高・売上原価・売上総利益)

当事業年度の売上高は36,728百万円(前期比4.3%増)、売上原価は29,884百万円(前期比4.2%増)となりました。これは主に、フローズン事業で新規得意先の獲得及び既存得意先の出店が行われたことにより売上高及び売上原価が増加したことによるものであります。2019年4月に名古屋緑営業所、2020年2月に春日井営業所を新設し、名古屋を中心とした東海エリアの配達網を拡大させることで、同エリアの売上高が増加しております。また、2020年2月頃からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、冷凍食品の売上が増加いたしました。

この結果、売上総利益は6,844百万円(前期比4.7%増)となりました。

(販売費及び一般管理費・営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は6,698百万円(前期比7.7%増)となりました。これは主に、フローズン事業で新規得意先の獲得に伴い、配達費用が増加したことや、名古屋緑営業所、焼津営業所、春日井営業所を新設したことによるものであります。

この結果、営業利益は145百万円(前期比54.5%減)となりました。

(営業外収益・営業外費用・経常利益)

当事業年度における営業外収益は118百万円(前期比25.6%減)となりました。これは主に、前事業年度に計上した有価証券売却益の減少によるものであります。また、営業外費用は51百万円(前期比12.7%減)となりました。これは主に、前事業年度に計上した有価証券売却損の減少によるものであります。

この結果、経常利益は212百万円(前期比49.4%減)となりました。

(特別利益・特別損失・当期純利益)

当事業年度における特別利益は21百万円(前期比82.6%減)となりました。これは主に、前事業年度に計上した抱合せ株式消滅差益の減少によるものであります。特別損失は2百万円(前期比99.1%減)となりました。これは主に、前事業年度に計上した減損損失の減少によるものであります。また、法人税等合計は86百万円(前期比491.2%増)となりました。

この結果、当期純利益は144百万円(前期比35.3%減)となりました。

財政状態の分析

当事業年度末の財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」に記載のとおりであります。

第69期第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

経営成績の分析

(売上高・売上原価・売上総利益)

当第3四半期累計期間においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた「巣ごもり消費」による中食・内食需要が増加した結果、売上高31,514百万円、売上原価25,746百万円となりました。

この結果、売上総利益は5,767百万円となりました。

(販売費及び一般管理費・営業利益)

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費は4,950百万円となりました。これは主に、フローズン事業において配送コストの見直しを行い、庸車費用が減少したことや、スーパーマーケット事業における新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、折込チラシを自粛した結果、販売費が減少したことによるものであります。

この結果、営業利益は817百万円となりました。

(営業外収益・営業外費用・経常利益)

当第3四半期累計期間における営業外収益は96百万円となりました。その主な内訳として、受取利息及び配当金5百万円、不動産賃貸料39百万円及び補助金収入27百万円であります。また、営業外費用は32百万円となりました。その主な内訳として、支払利息19百万円であります。

この結果、経常利益は880百万円となりました。

(特別利益・特別損失・四半期純利益)

当第3四半期累計期間における特別利益及び特別損失の発生はありません。また、法人税等は313百万円となりました。

この結果、四半期純利益は567百万円となりました。

財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」に記載のとおりであります。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は、1,231百万円と前事業年度末に比べ351百万円(22.2%)減少しました。

なお、各キャッシュ・フローの状況と分析の具体的数値については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載しています。

b. 資本の財源及び資金の流動性に関する情報

当社の資金需要のうち主なものは、運転資金及び設備投資に関するものであります。運転資金の需要のうち主なものは、商品の仕入であります。この財源については、自己資金の効率的な運用に加え、金融機関からの短期借入金によりまかぬ方針であります。設備投資資金需要のうち主なものは、配送料のトラックの購入や、営業所・物流センター及び店舗運営の拡充・整備によるものであり、金融機関からの借入によりまかぬ方針であります。また、2020年3月末において主要取引銀行6行との間に合計3,430百万円の当座借越枠を設定し、不測の事態に備えております。

④ 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」に記載の通り、売上高、売上総利益及び営業利益を重要な経営指標として位置付けております。

第67期事業年度及び第68期事業年度並びに第69期第3四半期累計期間の経営指標は、次の通りであります。売上高及び売上総利益は第68期事業年度においては第67期事業年度を上回っておりますが、販売費及び一般管理費の増加により営業利益は下回ることとなりました。今後も新規得意先の開拓や、配送エリアの拡大を図り、売上高、売上総利益及び営業利益の拡大に努めてまいります。

	第67期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第68期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第69期第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
	金額(千円)	金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)
売上高	35,214,791	36,728,211	104.3	31,514,514
売上総利益	6,536,972	6,844,028	104.7	5,767,828
営業利益	318,891	145,184	45.5	817,265

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑥ 経営者の問題意識と今後の方針

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第68期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は826百万円であります。

その主なものは、フローズン事業において、新設事業拠点用建物320百万円、配送料用トラック215百万円及びスーパー・マーケット事業において改修費用等207百万円であります。

なお、重要な設備の除却及び売却はありません。

第69期第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

当第3四半期累計期間において実施いたしました設備投資の総額は29百万円であります。

その主なものは、フローズン事業において、車載プリンター9百万円、ボイスシステム6百万円であります。

なお、重要な設備の除却及び売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額							従業員数 (人)
			建物 (千円)	機械 及び装置 (千円)	車両 運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積m ²)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (神奈川県横浜市 泉区)	本社	本社	216,232	—	1,262	6,300	107,600 (666.15)	4,001	335,396	41 (1)
厚木物流センター (神奈川県厚木市)	フローズン 事業	物流 センター	449,861	11,844	20,731	2,696	545,187 (4,826.19)	11,575	1,041,897	85 (14)
千葉物流センター (千葉県船橋市)	フローズン 事業	物流 センター	255,506	9,189	42,800	1,946	159,877 (5,129.50)	296	469,617	77 (14)
横須賀営業所 (神奈川県横須賀市)	フローズン 事業	営業所	26,662	147	3,978	351	100,998 (480.54)	69	132,208	20 (1)
焼津営業所 (静岡県焼津市)	フローズン 事業	営業所	313,257	62,427	10,358	2,351	109,005 (2,711.31)	34,114	531,515	20 (1)
スーパー生鮮館 TAIGA岡津店 (神奈川県横浜市 泉区)	スーパー マーケット 事業	店舗	341,232	77,567	—	30,715	391,536 (4,288.27)	7,009	848,061	24 (29)
スーパー生鮮館 TAIGA芦が谷店 (神奈川県横浜市 港南区)	スーパー マーケット 事業	店舗	382,387	2,777	—	2,721	594,103 (5,318.82)	3,020	985,009	22 (36)
スーパー生鮮館 TAIGA永田店 (神奈川県横浜市 南区)	スーパー マーケット 事業	店舗	87,986	242	—	1,441	217,443 (1,206.57)	19	307,133	10 (22)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は構築物であります。

2. 現在休止中の設備はありません。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(1日8時間換算)であります。

5. 他の者から賃借している主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2021年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定期間	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
(注) 2	フローズン事業	車両運搬具	96,500	—	増資資金	2021年 4月	2021年 4月	(注) 3
(注) 2	フローズン事業	車両運搬具	131,000	—	増資資金	2022年 3月	2022年 3月	(注) 3
(注) 2	フローズン事業	車両運搬具	150,000	—	増資資金	2023年 3月	2023年 3月	(注) 3

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 配送拠点に適宜導入する予定です。

3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000
計	6,000,000

(注) 2020年10月16日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は5,600,000株増加し、6,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,605,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何らの制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,605,000	—	—

(注) 1. 2020年10月16日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。これにより株式数は1,498,000株増加し、発行済株式総数は1,605,000株となっております。
2. 2020年11月13日開催の臨時株主総会決議により、2020年11月13日付で定款の変更が行われ、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

1. 第1回新株予約権 2019年3月20日臨時株主総会決議

決議年月日	2019年3月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社執行役員 3 当社従業員 33 (注) 9
新株予約権の数(個) (注) 1	3,890 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注) 1	普通株式 3,890 [58,350] (注) 2、 7
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	14,300 [954] (注) 3、 7
新株予約権の行使期間 (注) 1	自 2019年3月22日 至 2029年3月21日 (注) 8
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 14,460 [964] 資本組入額 7,230 [482] (注) 6、 7
新株予約権の行使の条件 (注) 1	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 (注) 1	新株予約権を第三者に譲渡することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 (注) 1	(注) 5

(注) 1. 最近事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)にかけて変更された項目については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日は1株、提出日の前月末現在は15株である。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \times \text{調整前行使価額}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、その行使時において、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認められないものとする。
 - ④ 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)。
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値より著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となつたとき。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ① 新株予約権者が権利行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が必要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなつた場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額14,300円と新株予約権付与時における公正な評価単価160円を合算しております。
7. 2020年10月16日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。
9. 従業員の退職等による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社執行役員3名、当社従業員32名となっております。

2. 第2回新株予約権 2020年3月9日臨時株主総会決議

決議年月日	2020年3月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社執行役員 4 当社従業員 66
新株予約権の数(個) (注)1	5,380 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1	普通株式 5,380 [80,700] (注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	15,900 [1,060] (注)3、7
新株予約権の行使期間 (注)1	自 2020年3月10日 至 2030年3月9日 (注)8
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)1	発行価格 16,080 [1,072] 資本組入額 8,040 [536] (注)6、7
新株予約権の行使の条件 (注)1	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 (注)1	新株予約権を第三者に譲渡することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 (注)1	(注)5

(注) 1. 最近事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)にかけて変更された項目については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日は1株、提出日の前月末現在は15株である。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、その行使時において、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認められないものとする。
 - ④ 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)。
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値より著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となつたとき。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ① 新株予約権者が権利行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が必要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなつた場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額15,900円と新株予約権付与時における公正な評価単価180円を合算しております。
7. 2020年10月16日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年11月 1 日 (注)	1,498,000	1,605,000	—	75,000	—	—

(注) 株式分割(1:15)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2021年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融 機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人 その他	
株主数 (人)	—	—	—	2	—	—	51	53
所有株式数 (単元)	—	—	—	7,500	—	—	8,537	16,037
所有株式 数の割合 (%)	—	—	—	46.77	—	—	53.23	100.00

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,603,700	16,037	権利内容に何らの制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,300	—	—
発行済株式総数	1,605,000	—	—
総株主の議決権	—	16,037	

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営の重要な方針の一つであると考えており、業績や将来の事業展開、収益力の向上、財務体質の強化のための内部留保などを総合的に勘案しつつ、安定した配当を継続することを配当政策の基本方針としております。

剰余金の配当は年1回を基本的な方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めています。この他当社は中間配当及び基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めています。

第68期事業年度の剰余金の配当につきましては、安定した配当を継続するという基本方針のもと、1株あたり250円としております。

内部留保の使途につきましては、今後の事業展開への備えと設備投資として投入していくこととしております。

なお、基準日が第68期事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2020年6月29日 定時株主総会決議	26,750	250

(注) 当社は2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っております。1株当たり配当額は、当該株式分割前の1株当たり配当額を記載しております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「I Care Everybody Company ～あらゆる人々に慈しみの心をもって接する企業でありたい～」という企業理念のもと、継続的な事業の成長を通じてステークホルダーや地域の人をはじめ、広く社会に貢献することを目指しております。

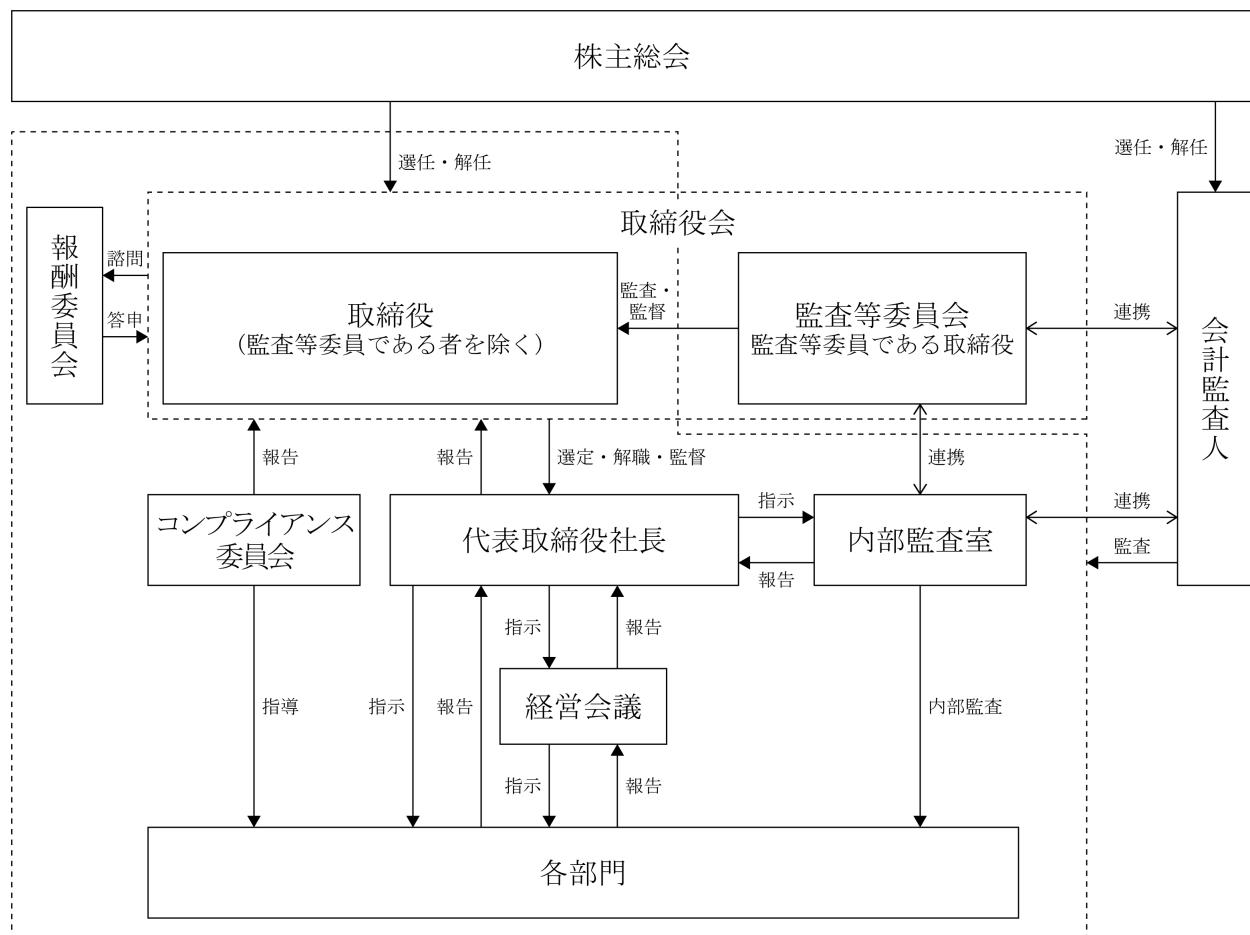
当社はこの企業理念を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠との認識を有しており、取締役会及び監査等委員会を基軸としたコーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。また、経営陣のみならず、全社員がコンプライアンスの遵守に努めており、当社を取り巻く経営環境の変化に速やかに対応できる業務執行体制を確立しつつ、ステークホルダーに対して透明性及び健全性の高い企業経営が実現できるものと考えております。

② 企業統治の体制及びその体制を採用する理由

当社が当該体制を採用する理由としては、コーポレート・ガバナンスを企業価値の最大化を目指すための経営統治機能と位置付けており、事業の拡大に対応して、適宜、組織の見直しを行い、各事業の損益管理、職務権限と責任の明確化を図ることができると考えたためであります。

当社は監査役設置会社として企業活動を行ってまいりましたが、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の強化及び実効性の確保を図るとともに、中長期的な企業価値向上を目的として2019年10月10日開催の臨時株主総会決議により、「監査等委員会設置会社」に移行しております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスの体制は以下の図のとおりです。



(取締役会)

取締役会は取締役10名で構成され、原則として毎月1回定期的に開催し、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名によって構成され、その過半数が社外取締役であり、原則として毎月1回定期的に開催しております。監査等委員である取締役には上場企業の役員経験者や弁護士も含まれております。各々の職業倫理の観点で経営監視が行われる体制を整備しております。監査等委員のうち2名は、経営会議やコンプライアンス委員会へ出席し、業務執行の状況を日常的に監視し、実効性のあるモニタリングに取り組むことで、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

(経営会議)

経営会議は、代表取締役会長、代表取締役社長、業務執行取締役、各部室長で構成されており、社外取締役及び監査等委員である取締役が参加しております。経営会議は、取締役会への報告事項及び審議事項について各事業部により十分な審議、議論を実施するための合議体であり、毎月1回定期的に開催し、経営上の重要事項及び業績の進捗状況等について討議し、迅速な意思決定ができるように運営しております。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンスに関する業務を行っております。代表取締役社長を委員長、各部室長を委員とし、社外取締役及び監査等委員である取締役が参加し、毎月1回定期的に開催し、企業活動における法令遵守に係る取り組みの推進を行っております。また、コンプライアンス違反又はその恐れがある事実が生じた場合には、速やかにコンプライアンス委員会を開催し、再発防止策を講じることとしております。

(報酬委員会)

報酬委員会は、監査等委員である取締役を除く取締役及び執行役員の報酬を定めるにあたっての諮問機関となり、取締役会及び取締役の諮問に応じ、助言及び提言を行っております。

(内部監査室)

当社は独立した内部監査室を設置しており、内部監査室長1名により全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。内部監査室は代表取締役社長直轄の部署として設置しており、監査の独立性を確保しております。

(会計監査人)

当社は、PwC京都監査法人と監査契約を締結し、適切な監査が実施されております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

当社の取締役会、経営会議等は、以下のメンバーが出席しております。(◎は議長を表す)

役職	氏名	取締役会	経営会議	コンプライアンス委員会	報酬委員会	監査等委員会
代表取締役会長	相原 敏貴	○	○	○	—	—
代表取締役社長	相原 貴久	◎	◎	◎	◎	—
専務取締役	三國 慎	○	○	○	—	—
常務取締役	青木 哲也	○	○	○	—	—
取締役	青木 洋征	○	○	○	—	—
取締役	永野 泰敬	○	○	○	—	—
取締役(社外)	三上 和美	○	○	○	○	—
取締役 (監査等委員)	堀内 之弘	○	○	○	—	◎
取締役(社外) (監査等委員)	中田 雅明	○	○	○	○	○
取締役(社外) (監査等委員)	榎本 進一郎	○	—	—	—	○

③ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部統制システムを構築するとともに運用の徹底を図ることで、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めています。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び従業員は、「I Care Everybody Company ～あらゆる人々に慈しみの心をもって接する企業でありたい～」という企業理念を指針とし、企業の社会的責任を果たしてまいります。監査等委員を含む複数の独立社外取締役を設置することにより取締役の職務執行の監督・監査を行う体制をとり、コンプライアンス経営を推進します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録等の文書については、「取締役会規程」に基づき作成され、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存し、管理しております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を定め、業務上のリスクを適切、迅速に管理、コントロールすることにより経営の安定を図っております。自然災害リスク等の有事の際は「リスク管理規程」の定めに従って、迅速な情報収集と適切な対応が実現できる体制を確立しております。

4. 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

定期取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、四半期ごとに取締役の職務執行状況の報告を行っております。また、取締役会の効率化を図るため、常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を毎月開催し、執行状況を確認することにより、取締役会の決定事項の徹底を図っております。

5. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員である取締役から、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を配置することを要請された場合には、速やかに適切な取締役及び使用人を配置するものとしております。

6. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

(1)取締役及び使用人は、法定の事項に加え、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、遅滞なく監査等委員会へ報告するものとしております。また、監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議などの重要な会議に出席するとともに主要な稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めるものとしております。

(2)監査等委員会に報告を行った者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないものとしております。

7. 当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。

8. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行っております。また、監査等委員会は、内部監査室との連携を図り適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れるようにしております。なお、監査等委員会は当社の会計監査人であるPwC京都監査法人からの会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど、連携を図るようにしております。

さらに監査等委員会は、定期的に会計監査人及び内部監査室を招聘して三様監査連絡会を開催しております。三様監査連絡会では、会計監査人、内部監査室より、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し、連携を図っております。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

代表取締役社長は、当社の財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法をはじめとする関連法令に基づき、財務報告に係る内部統制を構築するとともに、その維持・改善に努めております。

内部監査室は、内部監査活動の一環として財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、代表取締役社長に報告しております。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況に是正・改善の必要がある場合については、関連部署は速やかに対策を講じております。

10. 反社会的勢力との関係を遮断・排除するための体制

反社会的勢力への対応に関する規定において、反社会的勢力に対する対応方法を規定して、それらの見直しを継続して行っております。また、所管警察署や暴力追放推進センターとの関係を強化するべく、本社並びに各拠点に不当要求防止責任者を選任・配置し対応しております。

④ リスク管理体制

当社は取締役会において経営リスクにつき活発な討議を行うことにより、リスクの早期発見及び未然の防止に努めしております。また、業務上生じる様々なコンプライアンス上の判断を含む経営判断及び法的判断について、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の社外の専門家から助言を受ける体制を整えるとともに、内部監査、監査等委員会による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見及び未然の防止によるリスク軽減に努めております。

⑤ 取締役の員数

当社は、取締役(監査等委員である者を除く。)は10名以内とする旨を定款に定めております。監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 取締役(監査等委員である者を除く。)及び監査等委員である取締役の選任要件

当社は、取締役の選任議案について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行ふことができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦ 責任限定契約の概要

当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑧ 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑨ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令に定める額を限度とし、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 10名 女性 一名 (役員のうち女性の比率一%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役会長	相原 敏貴	1947年12月4日生	1966年4月 1972年4月 1992年3月 1992年5月 2018年6月	相原冷菓店 入社 株式会社相原冷菓に改称(現当社) 専務取締役 株式会社大我産業(現当社) 代表 取締役社長 株式会社相原冷菓と高島物産株式 会社が合併し、株式会社アイスコ 発足 代表取締役社長 当社 代表取締役会長(現任)	(注) 4	367,500
代表取締役社長	相原 貴久	1971年5月24日生	1994年4月 1999年6月 2002年3月 2002年5月 2018年6月	当社 入社 当社 取締役総務部長 株式会社大我産業(現当社) 専務 取締役 当社 専務取締役 当社 代表取締役社長(現任)	(注) 4	825,000 (注) 6
専務取締役	三國 慎	1972年11月20日生	1996年4月 2015年7月 2016年4月 2020年6月 2020年10月	オハヨー乳業株式会社 入社 同社 取締役 同社 専務取締役 日本カバヤ・オハヨーホールディ ングス株式会社 執行役員 当社 取締役社長付 当社 専務取締役(現任)	(注) 4	—
常務取締役 フローズン事業部長	青木 哲也	1969年1月24日生	1989年2月 2000年4月 2003年5月 2009年6月	株式会社相原冷菓(現当社) 入社 当社 管理部長 当社 取締役管理部長 当社 常務取締役フローズン事業 部長(現任)	(注) 4	45,000
取締役 スーパー・マーケット 事業部長	青木 洋征	1970年12月5日生	1989年4月 2005年5月 2006年4月 2013年6月 2018年4月	株式会社相原冷菓(現当社) 入社 当社 取締役統括部長 株式会社大我産業(現当社) 入社 当社 取締役商品部長 当社 取締役スーパー・マーケット 事業部長(現任)	(注) 4	12,000
取締役CFO	永野 泰敬	1990年9月25日生	2013年2月 2016年12月 2017年5月 2017年7月 2018年1月	有限責任監査法人トーマツ 入所 公認会計士登録 当社 入社 当社 経営企画室長 当社 取締役CFO(現任)	(注) 4	—
取締役	三上 和美	1947年3月12日生	1966年4月 1984年12月 1989年10月 1997年6月 2001年6月 2012年1月 2012年6月 2018年6月 2019年6月	株式会社魚力商店(現株式会社山 桂) 入社 株式会社魚力 代表取締役専務取 締役 同社 代表取締役社長 同社 代表取締役副会長 同社 相談役 同社 顧問 同社 代表取締役会長 当社 社外取締役(現任) 株式会社魚力 取締役会長(現任)	(注) 4	1,500
取締役 (監査等委員)	堀内 之弘	1947年1月1日生	1969年4月 1997年6月 2001年6月 2007年6月 2009年6月 2013年8月 2017年6月 2019年10月	株式会社神奈川相互銀行(現株式 会社神奈川銀行) 入行 同行 取締役人事部長 同行 常務取締役 同行 代表取締役常務 横浜振興株式会社 常勤監査役 当社 社長室長 当社 監査役 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 5	1,500

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	中田 雅明	1958年4月5日生	1981年4月 株式会社岡村製作所（現株式会社オカムラ）入社 1987年8月 千代田トレーディング株式会社入社 1994年1月 株式会社魚力 入社 1996年6月 同社 取締役 2010年6月 同社 常務取締役 2011年4月 同社 管理本部長 2011年6月 同社 代表取締役社長 2017年6月 同社 取締役相談役 2018年6月 当社 社外取締役 2019年10月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 5	—	
取締役 (監査等委員)	榎本 進一郎	1974年10月11日生	2001年4月 司法研修所 入所 2002年10月 弁護士登録（神奈川県弁護士会） 箕山総合法律事務所（現箕山・榎本総合法律事務所） 入所（現任） 2019年6月 当社 監査役 2019年10月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 5	—	
計						1,252,500

- (注) 1. 代表取締役社長相原貴久は、代表取締役会長相原敏貴の実子であります。
 常務取締役青木哲也は、取締役青木洋征の実兄であります。
2. 三上和美、中田雅明、榎本進一郎は、社外取締役であります。
3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
 委員長 堀内之弘、委員 中田雅明、榎本進一郎
 なお、堀内之弘は常勤の監査等委員であります。
4. 2020年6月29日開催の定時株主総会終結の時から、2021年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2019年10月10日開催の臨時株主総会終結の時から、2021年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。
6. 代表取締役社長相原貴久の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社KANコーポレーションが所有する株式数を含んでおります。
7. 当社では、業務執行体制を強化し、より機動的かつ効率的な業務運営を行うために、執行役員制度を導入しております。なお、本書提出日現在の執行役員は以下の5名であります。

氏名	役割
青木 基成	フローズン事業部 マーケティング本部長 兼 第2営業部長
吉野 祥一	フローズン事業部 拠点統括本部長
田口 優次	スーパーマーケット事業部 商品部長
相原 大輔	管理本部長 兼 システム部長
丸山 正人	人事総務部長

- (注) 1. 執行役員青木基成は、常務取締役青木哲也、取締役青木洋征の実弟であります。
2. 執行役員田口優次は、2021年4月1日付で執行役員スーパーマーケット事業部品質管理室に異動する予定です。

② 社外役員の状況

提出日時点において、当社の社外取締役は1名、監査等委員である社外取締役は2名であります。

社外役員の独立性に関する基準又は方針については定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考にしております。

社外取締役三上和美は、上場会社での会社経営の経験を活かし、上場会社としてのガバナンスの強化を企図した当社の要請により、当社社外取締役に選任しております。同氏は当社株式を1,500株保有しておりますが、それ以外に同氏及びその兼務先と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役中田雅明は、上場会社での役員経験を活かし、上場会社としてのガバナンスの強化を企図した当社の要請により、当社社外取締役(監査等委員)に選任しております。同氏はストック・オプション120個(新株予約権の目的となる株式の数1,800株)を付与されておりますが、それ以外に同氏と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役榎本進一郎は、弁護士として企業法務に携わり、その経験を活かし、上場会社としてのガバナンスの強化を企図した当社の要請により、当社社外取締役(監査等委員)に選任しております。同氏及びその兼務先と当社との間に人間関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会や報酬委員会にて意見を述べ、取締役の業務執行状況を監督し、経営の監視機能を果たしております。また、社外取締役である監査等委員と内部監査室は、毎月1回開催される監査等委員会において、内部監査室から業務運営における問題点、内部監査実施内容及び実施状況等について報告を受けております。なお、社外取締役である監査等委員と内部監査室は、定期的に会計監査人と三様監査ミーティングを行い、当社の業務運営における問題点等について意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

定期的な監査等委員会の開催のほか、取締役会への出席、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務を充分に監査できる体制となっており、不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。また、内部監査室と定期的に意見・情報交換を行い、内部統制が有効に機能するよう図っております。

当事業年度において当社は監査等委員会を7回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
堀内 之弘(常勤)	7	7 (100%)
中田 雅明(非常勤)	7	7 (100%)
榎本 進一郎(非常勤)	7	7 (100%)

監査等委員会における主な検討事項は、監査方針及び監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性です。

また、常勤監査等委員は、重要会議への出席、業務執行に関わる報告聴取、会計監査人との連携、取締役との意見交換、重要書類の閲覧等を行っております。

非常勤の監査等委員は、監査等委員会に出席して監査の状況の報告を受けるほか、業務執行に関わる報告聴取・会計監査人との連携等の場で、必要な意見の表明を行っております。

② 内部監査の状況

内部監査の組織体制として、当社では内部監査室を設置しております。同室には1名が所属し、内部監査規程に基づき計画的に監査を実施し、その結果の報告、内部監査指摘事項の改善状況の調査・報告を当社の代表取締役社長に行っております。これにより、不正取引の発生防止や業務の効率性改善等に努め、会社の業績向上、コンプライアンス経営を通じて会社の発展に寄与することを目的とした内部監査を実施しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC京都監査法人

b. 繼続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 若山 聰満

指定有限責任社員・業務執行社員 岩崎 亮一

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名

その他 5名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画ならびに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、「e. 監査法人の選定方針と理由」に記載のとおり監査法人の評価を行っており、PwC京都監査法人について、監査法人の適格性及び信頼性を害する事由等の発生はなく、適正な監査の遂行が可能であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
12,000	—	12,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、監査等委員会の同意を得たうえで決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対しては、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な情報を入手し、監査計画の内容、監査体制、監査時間及び監査の品質管理体制等を精査・検討した結果、当事業年度の会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議は2019年10月10日開催の臨時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)については年額200,000千円以内（決議時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は9名。）、監査等委員である取締役については、年額30,000千円以内（決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名。）と決議いただいております。

当社は監査等委員でない取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、役職、業績、会社への貢献度や事業の状況を考慮し、株主総会において承認された報酬額の限度内において、取締役会が報酬委員会に諮問し、報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬額の限度内において、常勤、非常勤の別、業務区分の状況を考慮して、監査等委員会の協議により決定しております。

なお、当社の現在の報酬体系は、固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。

最近事業年度においては報酬委員会は設置されておらず、2020年6月29日開催の取締役会において各取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額は代表取締役社長に一任しております。また、各監査等委員については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

当社は2020年8月14日開催の取締役会において、任意の諮問機関として報酬委員会の設置を決議しており、以後は役員報酬については、報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で決議することとしております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	118,350	118,350	—	—	5
監査等委員 (社外取締役を除く)	1,250	1,250	—	—	1
監査役 (社外監査役を除く)	1,600	1,600	—	—	1
社外役員	10,980	10,980	—	—	3

(注) 当社は2019年10月10日の臨時株主総会における承認をもって監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しておりますので、監査役(社外監査役を除く)につきましては、2019年10月までの報酬を、監査等委員(社外取締役を除く)につきましては、2019年11月以降の報酬を記載しております。

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と、純投資目的以外の目的である投資株式の区分について株価の値上がり、又は配当による純利益確保を目的として保有する株式を純投資目的であるとし、取引先との関係強化、金融機関との安定的な取引維持等を目的として保有する株式は、純投資目的以外の投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業戦略への貢献度等を総合的に勘案したうえで、中期的な視点に立ち、企業価値を向上させるために有効と認められる場合のみ、保有目的が純投資目的以外の目的である株式を保有することとしております。

個別の保有株式については、保有に伴う便益やリスク等を定性、定量の両面から保有継続の意義が認められないと当社取締役会にて判断された場合、発行会社と十分な対話を行ったうえで適宜・適切に売却を進めてまいります。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	2	15,914

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果及び 株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
㈱ラックランド	10,000	10,000	主に倉庫及び店舗設備の修繕等 に係る取引先として継続的に修 繕等を依頼しており、安定的な サービスの提供を受けるため保 有しております。年間取引金額 は出資金額を大幅に上回ってお り、保有効果を有しております。	無
	15,560	20,160		
スルガ銀行㈱	1,000	1,000	主要取引金融機関であり、資金 借り入れ取引をはじめとする同 社との良好な取引関係強化のた め保有しておりましたが、検証 の結果、保有効果が少ないこと から、売却する予定です。	無
	354	513		

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条の2第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)及び当事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、PwC京都監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条の2第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適時適切に把握し、会計基準等の改正に的確に対応するために、財務・会計情報誌の購読及び各種セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	※2 1,676,301	1,294,933
受取手形及び売掛金	2,531,483	3,386,425
商品	497,512	519,735
未収入金	1,487,765	1,813,268
未収消費税等	—	20,562
その他	10,756	14,999
貸倒引当金	△1,993	△625
流动資産合計	<u>6,201,825</u>	<u>7,049,300</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 1,880,099	※2 2,201,718
機械及び装置（純額）	51,511	198,662
車両運搬具（純額）	251,334	266,878
工具、器具及び備品（純額）	42,508	64,374
土地	※2 2,514,966	※2 2,514,966
建設仮勘定	95,628	—
その他（純額）	29,138	63,025
有形固定資産合計	<u>※1 4,865,186</u>	<u>※1 5,309,625</u>
無形固定資産		
ソフトウェア	52,376	53,139
その他	3,884	3,839
無形固定資産合計	<u>56,261</u>	<u>56,979</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	20,673	15,914
繰延税金資産	425,218	441,336
保険積立金	103,731	92,640
差入保証金	641,236	648,657
その他	38,518	37,393
貸倒引当金	△2,427	△3,389
投資その他の資産合計	<u>1,226,949</u>	<u>1,232,552</u>
固定資産合計	<u>6,148,398</u>	<u>6,599,157</u>
資産合計	<u>12,350,223</u>	<u>13,648,457</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 4,313,064	※2 5,454,971
短期借入金	※2、※3 1,250,000	※2、※3 1,250,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 687,126	※2 529,470
未払金	482,665	635,472
未払費用	369,958	423,692
未払法人税等	27,311	21,560
未払消費税等	63,590	—
賞与引当金	112,184	122,352
その他	54,235	26,944
流動負債合計	<hr/> 7,360,135	8,464,463
固定負債		
長期借入金	※2 2,456,303	※2 2,541,745
長期未払金	202,096	157,185
退職給付引当金	449,150	510,715
資産除去債務	74,756	74,933
その他	89,676	65,787
固定負債合計	<hr/> 3,271,983	3,350,367
負債合計	<hr/> 10,632,118	11,814,830

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	75,000	75,000
利益剰余金		
利益準備金	—	2,675
その他利益剰余金		
特別償却準備金	※4 82,548	※4 97,707
圧縮積立金	※4 23,719	※4 23,719
繰越利益剰余金	1,528,843	1,628,716
利益剰余金合計	<u>1,635,111</u>	<u>1,752,819</u>
株主資本合計	<u>1,710,111</u>	<u>1,827,819</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,355	4,216
評価・換算差額等合計	<u>7,355</u>	<u>4,216</u>
新株予約権	638	1,590
純資産合計	1,718,105	1,833,626
負債純資産合計	12,350,223	13,648,457

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2020年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,902,071
受取手形及び売掛金	3,637,482
商品	824,132
未収入金	2,039,785
未収消費税等	—
その他	8,979
貸倒引当金	△641
流動資産合計	8,411,810
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	2,119,969
機械及び装置（純額）	174,468
車両運搬具（純額）	154,174
土地	2,514,966
その他（純額）	114,787
有形固定資産合計	5,078,367
無形固定資産	44,784
投資その他の資産	
投資有価証券	23,310
繰延税金資産	438,669
保険積立金	101,700
差入保証金	719,218
その他	41,209
貸倒引当金	△3,389
投資その他の資産合計	1,320,717
固定資産合計	6,443,869
資産合計	14,855,679

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2020年12月31日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	6,208,467
短期借入金	1,250,000
1年内返済予定の長期借入金	476,525
未払金	385,345
未払費用	400,855
未払法人税等	264,371
未払消費税等	118,253
賞与引当金	32,012
その他	69,198
流動負債合計	9,205,029
固定負債	
長期借入金	2,423,294
長期未払金	155,100
退職給付引当金	556,116
資産除去債務	75,065
その他	61,491
固定負債合計	3,271,068
負債合計	12,476,098
純資産の部	
株主資本	
資本金	75,000
利益剰余金	2,293,605
株主資本合計	2,368,605
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	9,385
評価・換算差額等合計	9,385
新株予約権	1,590
純資産合計	2,379,581
負債純資産合計	14,855,679

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	35,214,791	36,728,211
売上原価		
商品期首たな卸高	528,677	497,512
当期商品仕入高	28,646,653	29,906,405
合計	29,175,330	30,403,917
商品期末たな卸高	497,512	519,735
売上原価合計	28,677,818	29,884,182
売上総利益	6,536,972	6,844,028
販売費及び一般管理費	※1 6,218,080	※1 6,698,843
営業利益	318,891	145,184
営業外収益		
受取利息及び配当金	11,093	10,207
有価証券売却益	16,454	—
不動産賃貸料	53,839	53,353
雑収入	71,727	47,813
その他	5,952	6,993
営業外収益合計	159,066	118,368
営業外費用		
支払利息	34,967	28,959
有価証券売却損	6,933	—
不動産賃貸費用	14,834	12,676
その他	1,974	9,613
営業外費用合計	58,710	51,249
経常利益	419,247	212,303
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	※2 77,622	—
保険解約返戻金	43,771	18,697
その他	2,790	2,918
特別利益合計	124,183	21,616
特別損失		
減損損失	※3 266,008	—
固定資産除却損	※4 26,939	※4 2,668
その他	12,595	—
特別損失合計	305,543	2,668
税引前当期純利益	237,888	231,251
法人税、住民税及び事業税	161,931	101,292
法人税等調整額	△147,249	△14,497
法人税等合計	14,682	86,794
当期純利益	223,205	144,457

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間
 (自 2020年4月1日
 至 2020年12月31日)

売上高	31,514,514
売上原価	25,746,685
売上総利益	5,767,828
販売費及び一般管理費	4,950,562
営業利益	817,265
営業外収益	
受取利息及び配当金	5,304
不動産賃貸料	39,496
補助金収入	27,950
雑収入	18,836
その他	5,109
営業外収益合計	96,696
営業外費用	
支払利息	19,047
不動産賃貸費用	11,238
その他	2,690
営業外費用合計	32,976
経常利益	880,986
税引前四半期純利益	880,986
法人税等	313,450
四半期純利益	567,535

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位 : 千円)

	株主資本							株主資本合計	
	資本金	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計			
			特別償却 準備金	圧縮積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	75,000	—	67,544	23,719	1,320,641	1,411,906	1,486,906		
当期変動額									
剩余金の配当						—	—		
当期純利益					223,205	223,205	223,205		
特別償却準備金の 積立			34,301		△34,301	—	—		
特別償却準備金の 取崩			△19,296		19,296	—	—		
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						—	—		
当期変動額合計	—	—	15,004	—	208,201	223,205	223,205		
当期末残高	75,000	—	82,548	23,719	1,528,843	1,635,111	1,710,111		

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	11,190	11,190	—	1,498,096
当期変動額				
剩余金の配当				—
当期純利益				223,205
特別償却準備金の 積立				—
特別償却準備金の 取崩				—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△3,835	△3,835	638	△3,196
当期変動額合計	△3,835	△3,835	638	220,009
当期末残高	7,355	7,355	638	1,718,105

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本						株主資本合計	
	利益準備金	利益剰余金			繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		特別償却 準備金	圧縮積立金	その他利益剰余金				
当期首残高	75,000	—	82,548	23,719	1,528,843	1,635,111	1,710,111	
当期変動額								
剩余金の配当		2,675			△29,425	△26,750	△26,750	
当期純利益					144,457	144,457	144,457	
特別償却準備金の 積立			42,712		△42,712	—	—	
特別償却準備金の 取崩			△27,553		27,553	—	—	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						—	—	
当期変動額合計	—	2,675	15,159	—	99,872	117,707	117,707	
当期末残高	75,000	2,675	97,707	23,719	1,628,716	1,752,819	1,827,819	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	7,355	7,355	638	1,718,105
当期変動額				
剩余金の配当				△26,750
当期純利益				144,457
特別償却準備金の 積立				—
特別償却準備金の 取崩				—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△3,138	△3,138	952	△2,185
当期変動額合計	△3,138	△3,138	952	115,521
当期末残高	4,216	4,216	1,590	1,833,626

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	237,888	231,251
減価償却費	374,917	376,707
減損損失	266,008	—
受取利息及び受取配当金	△11,093	△10,207
支払利息	34,967	28,959
有形固定資産除却損	26,939	2,668
抱合せ株式消滅差損益（△は益）	△77,622	—
保険解約返戻金	△43,771	△18,697
売上債権の増減額（△は増加）	△160,720	△854,942
たな卸資産の増減額（△は増加）	29,402	△22,314
未収入金の増減額（△は増加）	△106,742	△345,780
仕入債務の増減額（△は減少）	336,091	1,141,907
未払金の増減額（△は減少）	175,149	△70,404
賞与引当金の増減額（△は減少）	20,205	10,168
退職給付引当金の増減額（△は減少）	48,348	61,565
その他	△114,697	△93,885
小計	1,035,272	436,994
利息及び配当金の受取額	10,184	10,287
利息の支払額	△34,967	△28,959
法人税等の支払額	△327,804	△107,043
営業活動によるキャッシュ・フロー	682,684	311,279
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△639,156	△586,621
有形固定資産の売却による収入	44,342	5,824
無形固定資産の取得による支出	△43,689	△16,953
定期預金の増減額（△は増加）	44,607	30,204
投資有価証券の売却による収入	24,720	—
保険積立金の積立による支出	△16,672	△14,597
保険積立金の解約による収入	70,020	42,193
その他	41,171	△24,481
投資活動によるキャッシュ・フロー	△474,657	△564,431
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△7,640	—
長期借入れによる収入	378,200	898,800
長期借入金の返済による支出	△606,660	△971,014
配当金の支払額	—	△26,750
その他	638	952
財務活動によるキャッシュ・フロー	△235,461	△98,011
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△27,434	△351,163
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	※2 154,840	—
現金及び現金同等物の期首残高	1,455,400	1,582,806
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,582,806	※1 1,231,642

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

フローズン事業

総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

スーパーマーケット事業

売価還元法による原価法、ただし、生鮮食品等一部商品については最終仕入原価法を採用しております。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	6～45年
機械及び装置	8～17年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	3～20年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

フローズン事業

総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

スーパーマーケット事業

売価還元法による原価法、ただし、生鮮食品等一部商品については最終仕入原価法を採用しております。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 6～45年

機械及び装置 8～17年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

収益認識に関する会計基準

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

時価算定に関する会計基準

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(資産除去債務の見積りの変更)

一部店舗の退店に伴う新たな情報の入手に基づき、当該物件に係る原状回復費用を合理的に見積もることが可能となつたため、39,668千円を資産除去債務として計上しております。

この変更に伴つて計上した有形固定資産の一部については、減損損失として処理したため、当該見積りの変更の結果、当事業年度の税引前当期純利益が28,193千円減少しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により需要の減少が予想される販売先と、需要の増加が予想される販売先が併存しております。このような状況から新型コロナウイルス感染症が当社の業績に与える影響は軽微であると仮定して当事業年度の繰延税金資産の回収可能性の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,451,158千円	2,698,678千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
現金及び預金	20,605千円	一千円
建物	1,589,942〃	2,133,165〃
土地	2,405,961〃	2,514,966〃
計	4,016,509千円	4,648,132千円

前事業年度の当該資産に係る根抵当権の極度額は5,886,000千円であり、当事業年度は5,221,000千円であります。

担保付債務は次の通りであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
支払手形及び買掛金	867,700千円	895,815千円
短期借入金	1,000,000〃	700,000〃
1年以内返済予定の長期借入金	535,079〃	439,498〃
長期借入金	2,198,288〃	2,367,584〃
計	4,601,067千円	4,402,897千円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行(前事業年度は5行)と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額の総額	3,150,000千円	3,430,000千円
借入実行残高	1,250,000〃	1,250,000〃
借入未実行残高	1,900,000千円	2,180,000千円

※4 特別償却準備金、圧縮積立金は租税特別措置法に基づいて計上したものであります。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度80%、当事業年度81%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度20%、当事業年度19%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 至 2018年4月1日 2019年3月31日)	当事業年度 (自 至 2019年4月1日 2020年3月31日)
給与及び賞与	2,884,780千円	3,113,906千円
賞与引当金繰入額	112,184〃	122,352〃
退職給付引当金繰入額	60,551〃	70,532〃
減価償却費	370,322〃	372,111〃

※2 抱合せ株式消滅差益

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

2018年4月1日付で当社100%出資の子会社であった株式会社アイオーを吸収合併したことに伴い計上したものであります。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

※3 減損損失

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
神奈川県4物件	店舗	建物等

当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分により資産のグルーピングを行っており、店舗資産については個別物件をグルーピングの最小単位としており、店舗資産以外の事業用資産は事業単位でグルーピングを行っております。ただし本社資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

店舗については、経常損益が数年にわたってマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額して、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、建物235,365千円、工具、器具及び備品27,327千円及び機械及び装置3,315千円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、零としております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 至 2018年4月1日 2019年3月31日)	当事業年度 (自 至 2019年4月1日 2020年3月31日)
解体撤去費用	26,400千円	一千円
その他	539〃	2,668〃
計	26,939千円	2,668千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	107,000	—	—	107,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプションとし ての新株予約権	—	—	—	—	—	638
合計		—	—	—	—	638

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26,750	250	2019年3月31日	2019年6月28日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	107,000	—	—	107,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプションとし ての新株予約権	—	—	—	—	—	1,590
合計		—	—	—	—	1,590

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月28日 定時株主総会	普通株式	26,750	250	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26,750	250	2020年3月31日	2020年6月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	1,676,301千円	1,294,933千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△93,495〃	△63,290〃
現金及び現金同等物	1,582,806千円	1,231,642千円

※2 重要な非資金取引の内容

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社が株式会社アイオーを合併したことに伴い引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

流動資産 (注)	389,580千円
固定資産	166,710〃
資産合計	556,291千円
流動負債	368,797千円
固定負債	97,871千円
負債合計	466,669千円

(注) 現金及び現金同等物が154,840千円含まれており、キャッシュ・フロー計算書において「合併に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。一時的な余資の運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。なお、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、その全てが1年内の支払期日であります。

長期借入金は主に設備投資資金及び運転資金の確保のための資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金はほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、短期借入金は運転資金、長期借入金は設備投資のための必要資金の調達を目的としたものであります。これらは担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により、資金調達にかかる流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引については、社内管理規程に基づき、金利の変動リスクを回避する目的に限定した取引を行っており、投機目的での取引は行っておりません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,676,301	1,676,301	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※)	2,531,483 △1,993		
	2,529,489	2,529,489	—
(3) 未収入金	1,487,765	1,487,765	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	20,673	20,673	—
(5) 差入保証金	213,823	213,669	△153
資産計	5,928,052	5,927,899	△153
(1) 支払手形及び買掛金	4,313,064	4,313,064	—
(2) 未払金	482,665	482,665	—
(3) 未払費用	369,958	369,958	—
(4) 短期借入金	1,250,000	1,250,000	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	3,143,429	3,176,792	33,363
負債計	9,559,116	9,592,480	33,363
デリバティブ取引	20,378	20,378	—

(※) 受取手形及び売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金及び(3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

営業所及び店舗等敷金の時価については、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用及び(4) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先の金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
取引保証金	427,413

取引保証金については、契約の解約時期の見積が困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(5) 差入保証金」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,676,301	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,529,489	—	—	—
未収入金	1,487,765	—	—	—
差入保証金	7,597	114,902	51,580	39,743
合計	5,701,154	114,902	51,580	39,743

(注4)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,250,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定分 を含む)	687,126	453,210	339,274	299,104	242,580	1,122,135
合計	1,937,126	453,210	339,274	299,104	242,580	1,122,135

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。一時的な余資の運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。なお、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、その全てが1年内の支払期日であります。

長期借入金は主に設備投資資金及び運転資金の確保のための資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金はほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、短期借入金は運転資金、長期借入金は設備投資のための必要資金の調達を目的としたものであります。これらは担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により、資金調達にかかる流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引については、社内管理規程に基づき、金利の変動リスクを回避する目的に限定した取引を行っており、投機目的での取引は行っておりません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,294,933	1,294,933	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※)	3,386,425 △625		
	3,385,800	3,385,800	—
(3) 未収入金	1,813,268	1,813,268	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	15,914	15,914	—
(5) 差入保証金	221,332	221,124	△208
資産計	6,731,249	6,731,040	△208
(1) 支払手形及び買掛金	5,454,971	5,454,971	—
(2) 未払金	635,472	635,472	—
(3) 未払費用	423,692	423,692	—
(4) 短期借入金	1,250,000	1,250,000	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	3,071,215	3,108,561	37,346
負債計	10,835,351	10,872,697	37,346
デリバティブ取引	13,384	13,384	—

(※) 受取手形及び売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金及び(3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

営業所及び店舗等敷金の時価については、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用及び(4) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先の金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
取引保証金	427,324

取引保証金については、契約の解約時期の見積が困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(5) 差入保証金」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,294,933	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,385,800	—	—	—
未収入金	1,813,268	—	—	—
差入保証金	48,814	75,415	57,360	39,743
合計	6,542,817	75,415	57,360	39,743

(注4)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,250,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	529,470	415,534	375,364	317,173	253,584	1,180,090
合計	1,779,470	415,534	375,364	317,173	253,584	1,180,090

(有価証券関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	20,673	9,521	11,151
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	20,673	9,521	11,151
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	20,673	9,521	11,151

2 事業年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	24,720	10,260	6,933
債券	—	—	—
その他	7,914	6,194	—
合計	32,634	16,454	6,933

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	15,914	9,521	6,392
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	15,914	9,521	6,392
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	15,914	9,521	6,392

2 事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
前事業年度(2019年3月31日)
1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
金利関連

	種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	780,970	698,400	△20,378	5,952
	合計	780,970	698,400	△20,378	5,952

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

当事業年度(2020年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
金利関連

	種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	615,905	552,025	△13,384	6,993
	合計	615,905	552,025	△13,384	6,993

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	400,802千円
勤務費用	58,038〃
利息費用	2,513〃
数理計算上の差異の発生額	1,003〃
退職給付の支払額	△12,202〃
退職給付債務の期末残高	450,154千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	450,154千円
未積立退職給付債務	450,154千円
未認識数理計算上の差異	△1,003〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	449,150千円
退職給付引当金	449,150千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	449,150千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	58,038千円
利息費用	2,513〃
確定給付制度に係る退職給付費用	60,551千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	0.627%

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	450,154千円
勤務費用	67,509〃
利息費用	2,821〃
数理計算上の差異の発生額	1,934〃
退職給付の支払額	△8,966〃
退職給付債務の期末残高	513,453千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	513,453千円
未積立退職給付債務	513,453〃
未認識数理計算上の差異	△2,737〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	510,715千円
退職給付引当金	510,715千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	510,715千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	67,509千円
利息費用	2,821〃
数理計算上の差異の費用処理額	200〃
確定給付制度に係る退職給付費用	70,532千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	0.627%

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	2019年3月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社執行役員 3 当社従業員 33
株式の種類及び付与数	普通株式 59,850株
付与日	2019年3月22日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2019年3月22日～2029年3月21日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	59,850
失効	—
権利確定	—
未確定残	59,850
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格(円)	954
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、時価純資産方式により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一百万円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一百万円

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	2019年3月20日	2020年3月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社執行役員 3 当社従業員 33	当社取締役 2 当社執行役員 4 当社従業員 66
株式の種類及び付与数	普通株式 59,850株	普通株式 80,700株
付与日	2019年3月22日	2020年3月10日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2019年3月22日～2029年3月21日	2020年3月10日～2030年3月9日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	59,850	—
付与	—	80,700
失効	1,500	—
権利確定	—	—
未確定残	58,350	80,700
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(円)	954	1,060
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、時価純資産法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	152,923千円
賞与引当金	38,181 " "
減損損失	104,212 " "
棚卸資産	37,407 " "
資産除去債務	25,452 " "
未払費用	58,304 " "
長期未払金	52,807 " "
その他	20,860 " "
繰延税金資産小計	490,149千円
評価性引当額	— "
繰延税金資産合計	490,149千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	3,796千円
資産除去債務に対応する除去費用	6,344 " "
特別償却準備金	42,641 " "
圧縮積立金	12,148 " "
繰延税金負債合計	64,931千円
繰延税金資産純額	425,218千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.0%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.4%
住民税均等割等	2.8%
所得拡大促進税制による税額控除	△9.4%
抱合せ株式消滅差益	△11.1%
子会社合併による影響額	△7.1%
中小法人等に対する軽減税率	△0.4%
その他	△2.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.2%

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	173,694千円
賞与引当金	41,611〃
減損損失	90,471〃
棚卸資産	44,485〃
資産除去債務	25,484〃
未払費用	70,367〃
長期未払金	52,749〃
その他	13,031〃
繰延税金資産小計	511,897千円
評価性引当額	△294〃
繰延税金資産合計	511,602千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,174千円
資産除去債務に対応する除去費用	5,512〃
特別償却準備金	50,379〃
圧縮積立金	12,198〃
繰延税金負債合計	70,265千円
繰延税金資産純額	441,336千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.0%
(調整)	
住民税均等割等	2.7%
評価性引当額の増減額	0.1%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.5%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
(共通支配下の取引等)

1. 取引の概要

- (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業 株式会社アイスコ
被結合企業 株式会社アイオー
事業の内容 食肉の販売

- (2) 企業結合日

2018年4月1日

- (3) 企業結合の法的形式

株式会社アイオー(当社の子会社)を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併

- (4) 結合後企業の名称

株式会社アイスコ

- (5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社グループにおける事業再編の一環として、経営資源の集中と組織運営の強化及び効率化を図ることを目的としています。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。なお、合併効力発生日において吸収合併消滅会社から受け入れる資産及び負債の差額と、当社が所有する子会社株式の帳簿価額との差額77,622千円を特別利益(抱合せ株式消滅差益)として計上しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

営業所及び店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務です。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.143～0.341%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	34,969千円
見積りの変更による増加額	39,668〃
時の経過による調整額	119〃
期末残高	74,756千円

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

営業所及び店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務です。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.143～0.341%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	74,756千円
時の経過による調整額	176〃
期末残高	74,933千円

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社は主として事業の業態を基礎としたセグメントから構成されており、「フローズン事業」「スーパー・マーケット事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「フローズン事業」：アイス、冷凍食品等の卸売り

「スーパー・マーケット事業」：生鮮食品等の小売り

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は「重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1、3	財務諸表 計上額
	フローズン事業	スーパー マーケット事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	24,914,173	10,300,617	35,214,791	—	35,214,791
セグメント間の内部 売上高又は振替高	275,961	—	275,961	△275,961	—
計	25,190,135	10,300,617	35,490,752	△275,961	35,214,791
セグメント利益(注)2、4	181,760	137,131	318,891	—	318,891
セグメント資産	7,213,179	2,585,576	9,798,756	2,551,467	12,350,223
その他の項目					
減価償却費	279,571	95,346	374,917	—	374,917
減損損失	—	266,008	266,008	—	266,008
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	397,655	81,134	478,789	—	478,789

(注) 1. 売上高の調整額はセグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益には適切な配分基準によって、各報告セグメントに配分された全社費用を含んでおります。

3. セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産等であります。

4. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社は主として事業の業態を基礎としたセグメントから構成されており、「フローズン事業」「スーパーマーケット事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「フローズン事業」：アイス、冷凍食品等の卸売
「スーパーマーケット事業」：生鮮食品等の小売り

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は「重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1、3	財務諸表 計上額
	フローズン事業	スーパー マーケット事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	27,342,190	9,386,020	36,728,211	—	36,728,211
セグメント間の内部 売上高又は振替高	234,101	—	234,101	△234,101	—
計	27,576,291	9,386,020	36,962,312	△234,101	36,728,211
セグメント利益(注) 2、4	66,946	78,238	145,184	—	145,184
セグメント資産	8,694,957	2,782,734	11,477,692	2,170,765	13,648,457
その他の項目					
減価償却費	309,265	67,441	376,707	—	376,707
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	694,265	228,149	922,415	—	922,415

(注) 1. 売上高の調整額はセグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益には適当な配分基準によって、各報告セグメントに配分された全社費用を含んでおります。

3. セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産等であります。

4. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社クリエイトエス・ディー	7,040,961	フローズン事業
株式会社ドン・キホーテ及び そのグループ会社	4,657,581	フローズン事業

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社クリエイトエス・ディー	7,914,057	フローズン事業
株式会社ドン・キホーテ及び そのグループ会社	7,021,141	フローズン事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びそ の近親者	相原敏貴	—	—	代表取締役 会長	(被所有) 直接 23.18	債務被保証 担保受入	銀行借入に 伴う被保証 (注) 1	617,338	—	—
							仕入 債務被保証 (注) 2	2,817,418	—	—
							不動産賃貸 契約の 債務被保証 (注) 3	83,533	—	—
							不動産 担保受入 (注) 4	120,000	—	—
							株式担保 受入 (注) 5	—	—	—
役員及びそ の近親者	相原貴久	—	—	代表取締役 社長	(被所有) 直接 9.35	債務被保証	仕入債務被 保証 (注) 2	230,486	—	—
役員及びそ の近親者	青木哲也	—	—	常務取締役	(被所有) 直接 2.80	債務被保証	仕入債務被 保証 (注) 2	11,113	—	—
役員及びそ の近親者	相原久子	—	—	—	(被所有) 直接 3.27	担保受入	不動産 担保受入 (注) 4	120,000	—	—
役員及びそ の近親者	武井雅美	—	—	—	—	債務被保証	仕入債務被 保証 (注) 2	180,764	—	—

- (注) 1. 当社は、銀行からの借入について、代表取締役会長相原敏貴から債務保証を受けております。取引金額につ
いては、借入金額の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 当社は、一部の仕入債務について、代表取締役会長相原敏貴、代表取締役社長相原貴久、常務取締役青木哲
也及び元取締役武井雅美から債務保証を受けております。取引金額については、期末の支払手形及び買掛金
残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
3. 当社の不動産賃貸契約に対して、代表取締役会長相原敏貴から債務保証を受けております。取引金額は家賃
の被保証における費用計上額を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
4. 当社の仕入債務に対して、代表取締役会長相原敏貴及び配偶者である相原久子から不動産担保(抵当権設
定極度額 120,000千円)を受け入れております。なお、担保提供料の支払は行っておりません。
5. 当社の仕入債務に対して、代表取締役相原敏貴が保有する株式会社神奈川銀行株式3,200株の担保を受けて
おります。取引金額は、未上場株式のため記載していません。なお、担保提供料の支払は行っておりませ
ん。
6. 上記取引金額には消費税は含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

なお、本書提出日現在において、上表に記載している当社と当社役員及びその近親者との取引は、すべて解消し
ております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びそ の近親者	相原敏貴	—	—	代表取締役 会長	(被所有) 直接 22.90	債務被保証 担保受入	仕入 債務被保証 (注) 1	3,918,432	—	—
							不動産 担保受入 (注) 2	120,000	—	—
							株式担保 受入 (注) 3	—	—	—
							家賃被保証 (注) 4	—	—	—
役員及びそ の近親者	相原貴久	—	—	代表取締役 社長	(被所有) 直接 9.35	債務被保証	仕入 債務被保証 (注) 1	232,513	—	—
役員及びそ の近親者	相原久子	—	—	—	(被所有) 直接 3.27	担保受入	不動産 担保受入 (注) 2	120,000	—	—

- (注) 1. 当社は一部の仕入債務について、代表取締役会長相原敏貴及び代表取締役社長相原貴久から債務保証を受けております。取引金額については、期末の支払手形及び買掛金残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 当社の一部の仕入債務に対して、代表取締役会長相原敏貴及び配偶者である相原久子から不動産担保(根抵当権設定極度額 120,000千円)を受け入れております。なお、担保提供料の支払は行っておりません。
3. 当社の一部の仕入債務に対して、代表取締役会長相原敏貴が保有する株式会社神奈川銀行株式3,200株の担保を受けております。取引金額は、未上場株式のため記載していません。なお、担保提供料の支払は行っておりません。
4. 当社は一部の地代家賃について、代表取締役会長相原敏貴から債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。地代家賃支払に対する債務保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載していませんが、保証対象物件の2019年4月1日より2020年3月31日に係る消費税等を除く地代家賃合計は、57,024千円であります。
5. 上記取引金額には消費税は含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

なお、本書提出日現在において、上表に記載している当社と当社役員及びその近親者との取引は、すべて解消しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1 株当たり純資産額	1,070.07円	1,141.46円
1 株当たり当期純利益	139.07円	90.00円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 2020年11月 1 日付で普通株式 1 株につき 15 株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	223,205	144,457
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	223,205	144,457
普通株式の期中平均株式数(株)	1,605,000	1,605,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 1 種類(新株予約権の数 3,990 個(普通株式 59,850 株))。 なお、新株予約権の概要是「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権 2 種類(新株予約権の数 9,270 個(普通株式 139,050 株))。 なお、新株予約権の概要是「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2020年10月16日開催の取締役会決議に基づき、2020年11月1日付をもって株式分割を行っております。また、2020年11月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 実施した会計処理の概要

(1) 分割方法

2020年10月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき15株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	107,000株
今回の分割により増加する株式数	1,498,000株
株式分割後の発行済株式総数	1,605,000株
株式分割後の発行可能株式総数	6,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2020年11月1日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

前事業年度の（追加情報）に記載した会計上の見積りを行う上で新型コロナウイルス感染症の影響の考え方についての重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	268,546千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	26,750	250	2020年3月31日	2020年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上額
	フローズン事業	スーパー マーケット事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	24,335,831	7,178,682	31,514,514	—	31,514,514
セグメント間の内部 売上高又は振替高	178,924	—	178,924	△178,924	—
計	24,514,756	7,178,682	31,693,438	△178,924	31,514,514
セグメント利益 (注)2、3	552,504	264,761	817,265	—	817,265

(注) 1. セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額△178,924千円は、セグメント間取引消去等であります。

2. セグメント利益には適当な配分基準によって、各報告セグメントに配分された全社費用を含んでおります。

3. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純利益	353円60銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	567,535
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	567,535
普通株式の期中平均株式数(株)	1,605,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2020年11月1日付で、普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。当事業年度期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】(2020年3月31日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	2,816,216	426,112	8,621	3,233,707	1,031,989	102,900	2,201,718
機械及び装置	228,834	166,456	1,790	393,501	194,839	19,305	198,662
車両運搬具	1,174,929	224,420	57,404	1,341,946	1,075,067	206,621	266,878
工具、器具及び備品	420,240	49,507	50,058	419,689	355,314	26,565	64,374
土地	2,514,966	—	—	2,514,966	—	—	2,514,966
建設仮勘定	95,628	347,950	443,578	—	—	—	—
その他	65,528	38,964	—	104,493	41,467	5,077	63,025
有形固定資産計	7,316,345	1,253,411	561,452	8,008,304	2,698,678	360,471	5,309,625
無形固定資産							
ソフトウェア	88,980	16,953	—	105,934	52,794	16,190	53,139
その他	4,006	—	—	4,006	166	45	3,839
無形固定資産計	92,986	16,953	—	109,940	52,960	16,236	56,979

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	焼津営業所の新設	320,179千円
建物	スーパー生鮮館TAIGA岡津店改裝に伴う内装工事	101,561千円
機械及び装置	焼津営業所の冷凍設備	66,926千円
車両運搬具	車両の購入	215,594千円
建設仮勘定	焼津営業所の新設	347,950千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

車両運搬具	車両の売却	57,404千円
建設仮勘定	焼津営業所の稼働による振替	443,578千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,250,000	1,250,000	0.26	—
1年以内に返済予定の長期借入金	687,126	529,470	0.73	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	2,456,303	2,541,745	0.91	2021年4月30日～ 2039年12月30日
合計	4,393,429	4,321,215	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	415,534	375,364	317,173	253,584

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,421	961	—	1,367	4,015
賞与引当金	112,184	122,352	112,184	—	122,352

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2020年3月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	96,566
預金	
当座預金	913,339
普通預金	221,736
定期預金	42,590
定期積金	20,700
計	1,198,367
合計	1,294,933

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
相原芳正	528
合計	528

期日別内訳

期日	金額(千円)
2020年4月	528
合計	528

③ 売掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社クリエイトエス・ディー	789, 622
株式会社ドン・キホーテ	500, 212
ユニー株式会社	278, 393
株式会社長崎屋	245, 857
UDリテール株式会社	232, 198
その他	1, 339, 612
合計	3, 385, 897

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
2, 531, 243	34, 088, 335	33, 233, 681	3, 385, 897	90.8	31.8

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

④ 商品

区分	金額(千円)
アイスクリーム・冷凍食品	393, 308
その他食品	126, 426
合計	519, 735

⑤ 未収入金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ナックス	172, 576
マルハニチロ株式会社	165, 905
株式会社ロッテ	153, 896
江崎グリコ株式会社	152, 903
株式会社ニチレイ	152, 667
その他	1, 015, 318
合計	1, 813, 268

⑥ 支払手形
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
江崎グリコ株式会社	182,321
合計	182,321

期日別内訳

期日	金額(千円)
2020年4月	182,321
合計	182,321

⑦ 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社ナックス	2,023,587
国分グループ本社株式会社	825,076
株式会社ロッテ	251,759
江崎グリコ株式会社	238,450
株式会社明治	232,513
その他	1,701,262
合計	5,272,649

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL : http://www.iceco.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 当社株式は、東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3)募集株式又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年2月28日	相原敏貴	神奈川県横浜市泉区	特別利害関係者等(当社代表取締役会長、大株主上位10名)	アイスコ従業員持株会理事長丸山正人	神奈川県横浜市泉区新橋町1212番地	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1,000	14,300,000(14,300)(注)4	従業員の福利厚生のため
2020年3月23日	相原敏貴	神奈川県横浜市泉区	特別利害関係者等(当社代表取締役会長、大株主上位10名)	アイスコ従業員持株会理事長丸山正人	神奈川県横浜市泉区新橋町1212番地	特別利害関係者等(大株主上位10名)	300	4,770,000(15,900)(注)4	従業員の福利厚生のため
2021年1月29日	山本道昌	神奈川県横浜市港南区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	山本宗男	神奈川県横浜市中区	(注)6	15,000	—	相続のため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ(スタンダード)への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2018年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
時価純資産方式より算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 2020年10月16日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っておりますが、上記取引のうち同日以前の取引に係る「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
6. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2019年3月22日	2020年3月10日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 3,990株	普通株式 5,380株
発行価格	1株につき14,460円 (注)3	1株につき16,080円 (注)3
資本組入額	7,230円	8,040円
発行価額の総額	57,695,400円	86,510,400円
資本組入額の総額	28,847,700円	43,255,200円
発行方法	2019年3月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2020年3月9日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日直前事業年度の末日は、2020年3月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行いう日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 新株予約権に関する株式の発行価額は、時価純資産方式により算出し、さらにモンテカルロ・シミュレーションにより算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき14,300円	1株につき15,900円
行使期間	2019年3月22日から 2029年3月21日まで	2020年3月10日から 2030年3月9日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

5. 2020年10月16日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「行使価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」で記載しております。

6. 新株予約権①については、退職等により従業員1名100株（株式分割前）の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
永野 泰敬	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	600	8,676,000 (14,460)	特別利害関係者等 (当社取締役)
丸山 正人	神奈川県横浜市瀬谷区	会社員	300	4,338,000 (14,460)	当社執行役員
相原 大輔	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	300	4,338,000 (14,460)	当社執行役員
吉野 祥一	神奈川県横浜市都筑区	会社員	300	4,338,000 (14,460)	当社執行役員
岸 裕一	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	会社員	300	4,338,000 (14,460)	当社従業員
中田 雅明	東京都小金井市	会社役員	60	867,600 (14,460)	特別利害関係者等 (当社取締役監査等委員)

(注) 1 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)は31名であり、その株式の総数は2,030株(株式分割前)であります。

2 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

3 2020年10月16日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
永野 泰敬	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	600	9,648,000 (16,080)	特別利害関係者等 (当社取締役)
丸山 正人	神奈川県横浜市瀬谷区	会社員	300	4,824,000 (16,080)	当社執行役員
相原 大輔	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	300	4,824,000 (16,080)	当社執行役員
田口 優次	神奈川県座間市	会社員	300	4,824,000 (16,080)	当社執行役員
吉野 祥一	神奈川県横浜市都筑区	会社員	300	4,824,000 (16,080)	当社執行役員
岸 裕一	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	会社員	300	4,824,000 (16,080)	当社従業員
中田 雅明	東京都小金井市	会社役員	60	964,800 (16,080)	特別利害関係者等 (当社取締役監査等委員)

(注) 1 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)は65名であり、その株式の総数は3,220株(株式分割前)であります。

2 2020年10月16日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社KANヨーポレーション (注)1、4	神奈川県横浜市泉区緑園七丁目19番16号	675,000	38.70
相原 敏貴(注)2、4	神奈川県横浜市泉区	367,500	21.07
相原 貴久(注)3、4、7	神奈川県横浜市泉区	150,000	8.60
アイスコ従業員持株会(注)4	神奈川県横浜市泉区新橋町1212番地	79,500	4.56
江崎グリコ株式会社(注)4	大阪府大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号	75,000	4.30
相原 久子(注)4、7	神奈川県横浜市泉区	52,500	3.01
青木 哲也(注)4、5	神奈川県横浜市泉区	45,000	2.58
野口 みゆき(注)4、7	神奈川県横浜市泉区	45,000	2.58
永野 泰敬(注)5	神奈川県横浜市青葉区	18,000 (18,000)	1.03 (1.03)
山本 宗男(注)4	神奈川県横浜市中区	16,500	0.95
浅井 功(注)4	神奈川県横須賀市	15,000	0.86
青木 洋征(注)5、8	神奈川県綾瀬市	12,000	0.69
青木 基成(注)6、8	神奈川県横浜市港南区	12,000	0.69
武井 賢也(注)8、9	神奈川県厚木市	12,000	0.69
相原 大輔(注)6	神奈川県横浜市戸塚区	11,250 (9,000)	0.65 (0.52)
丸山 正人(注)6	神奈川県横浜市瀬谷区	9,000 (9,000)	0.52 (0.52)
吉野 祥一(注)6	神奈川県横浜市都筑区	9,000 (9,000)	0.52 (0.52)
岸 裕一(注)9	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	9,000 (9,000)	0.52 (0.52)
田口 優次(注)6	神奈川県座間市	4,500 (4,500)	0.26 (0.26)
齊藤 大士(注)9	神奈川県横浜市泉区	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
佐本 博史(注)9	東京都町田市	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
高下 純次(注)9	神奈川県大和市	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
大野 雅也(注)9	神奈川県藤沢市	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
橋本 英二(注)9	静岡県藤枝市	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
豊泉 実(注)9	東京都武蔵村山市	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
井上 真吾(注)9	東京都武蔵村山市	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
山屋 博幸(注)9	神奈川県横須賀市	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
坂倉 秀雄(注)9	静岡県沼津市	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
杉田 一男(注) 9	千葉県柏市	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
押田 淑子(注) 7	東京都町田市	2,250	0.13
鈴木 美恵子(注) 7	神奈川県横浜市瀬谷区	2,250	0.13
武井 幸子(注) 7、 8	神奈川県横浜市泉区	2,250	0.13
相原 志伸(注) 7	神奈川県横浜市戸塚区	2,250	0.13
向後 誠(注) 9	神奈川県横浜市瀬谷区	2,250 (2,250)	0.13 (0.13)
野澤 直人(注) 9	神奈川県三浦市	2,250 (2,250)	0.13 (0.13)
武藤 正成(注) 9	神奈川県横須賀市	2,250 (2,250)	0.13 (0.13)
中田 雅明(注) 10	東京都小金井市	1,800 (1,800)	0.10 (0.10)
三上 和美(注) 5	東京都昭島市	1,500	0.09
堀内 之弘(注) 10	神奈川県横須賀市	1,500	0.09
永野 敬(注) 11	神奈川県横浜市青葉区	1,500	0.09
島津 修三	京都府京都市東山区	1,500	0.09
島田 修	東京都八王子市	1,500	0.09
大澤 正男	群馬県吾妻郡中之条町	1,500	0.09
工藤 次郎	神奈川県横浜市青葉区	1,500	0.09
相澤 利彦	神奈川県横浜市瀬谷区	1,500	0.09
梅田 保彦	神奈川県横浜市泉区	1,500	0.09
村井 洋介	東京都世田谷区	1,500	0.09
北村 肇	神奈川県横浜市西区	1,500	0.09
山辺 典治	神奈川県横浜市泉区	1,500	0.09
北村 洋	神奈川県横浜市神奈川区	1,500	0.09
橋本 信一	東京都練馬区	1,500	0.09
その他74名		57,750 (42,000)	3.31 (2.41)
計	—	1,744,050 (139,050)	100.00 (7.97)

(注) 1. 特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)

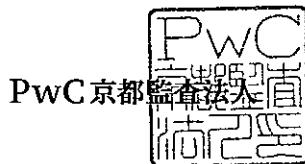
2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役会長)
3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
4. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
5. 特別利害関係者等(当社取締役)
6. 当社執行役員
7. 特別利害関係者等(当社の代表取締役会長の配偶者及び二親等内の血族)
8. 特別利害関係者等(当社の常務取締役の二親等内の血族)
9. 当社従業員

10. 特別利害関係者等(当社取締役監査等委員)
11. 特別利害関係者等(当社の取締役の二親等内の血族)
12. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
13. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

株式会社アイスコ
取締役会御中



指定社員 公認会計士
業務執行社員

指定社員 公認会計士
業務執行社員

若山聰満

岩崎亮一

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条の2第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイスコの2018年4月1日から2019年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイスコの2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

株式会社アイスコ
取締役会御中



指定社員 公認会計士
業務執行社員

指定社員 公認会計士
業務執行社員

若山聰満 
岩崎亮一 

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条の2第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイスコの2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイスコの2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監

査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月26日

株式会社アイスコ
取締役会御中



指定社員 公認会計士
業務執行社員

指定社員 公認会計士
業務執行社員

若山聰満

岩崎亮一

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条の2第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイスコの2020年4月1日から2021年3月31日までの第6・9期事業年度の第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイスコの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期

レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 繙続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上